

ベルギー及びスイスにおける 外国人犯罪の現状と対策

末道 康之

I はじめに

最近、フランスやベルギーでは、いわゆる社会から排除されたという意識を強くもつ移民2世3世の青少年による暴動が話題になったが、彼らはフランスやベルギーで出生し、生活し、教育を受けているし、国籍はフランス、ベルギーであり、厳密な意味では外国人ではない。したがって、わが国で問題となるような渡り鳥型の外国人犯罪とは異なる側面をもつが、外国人をどのように定義するかに関して、移民やその子孫も含むとすれば、移民・その子孫による犯罪も外国人犯罪に含まれることになる。フランス、ベルギー、スイスでは、犯罪統計、司法統計に見られるように、移民を含めた広い意味での外国人の犯罪率が高いという状況にあり、このような意味での外国人犯罪への対策が重要であるという認識がもたれている。

ただ、外国から罪を犯す目的で入国し、罪を犯した後出国するという類型の外国人犯罪とは異なり、移民によってフランス、ベルギーに生活拠点を移した外国出身者及びその子孫の犯罪については、社会・経済的に深刻な問題を含んでいるので、いわゆるフランス、ベルギー、スイスで問題となる外国人犯罪の現状と対策を考える際にはフランス、ベルギー、スイス社会における移民対策問題と関連して検討しなければならない。

本稿では、フランス語圏、特にベルギーとスイスを中心として、外国人犯罪の現状と対策を検する。

II ベルギーにおける外国人犯罪の現状と対策

1. 外国人の定義

外国人犯罪を定義する場合、まず外国人を定義する必要がある。外国人には、いわゆる外国人（外国籍）、移民、移民の子孫などが含まれる¹⁾。ブリュッセル首都圏においては、不法入国定住労働者の数が増加すればそれに対応して新たな不法入国者

の数も増加する傾向にある。

不法入国者は中小企業で働いていることが多いが、大企業も下請けを通して不法入国労働者との関係がある。不法入国者はあらゆる分野で働いている。また、不法入国労働者の労働環境は非常に劣悪であり、特に、家事労働従事者については雇用者からの扱いが悪く問題となっている。また、緊急時の医療扶助を除いて、社会保障制度でカバーされていない。

2. 外国人犯罪の現状

1996 - 99年に実施された調査によれば（4496人のブリュッセル首都圏の学校に通う少年を対象としたもの）、人種・民族要因と居住地要因は犯罪現象に直接的な影響がないことが明確にされた。最も重要な要因は社会経済的要因である。経済的に恵まれない人口が多い地域の学校に通う生徒は罪を犯しやすく、凶悪犯罪の割合も高いことが明らかになった。人種・民族要因が犯罪に影響を与えるということは一種の創作であって、現実には、社会経済的要因が犯罪の発生に影響を与えている。モロッコ出身者であることが、直接的に、重大犯罪及び累犯の危険性を増加させるのではない。モロッコ出身者、モロッコ国籍者、ベルギー人を比較した場合、5種類の罪を犯した比率は、それぞれ、20%、15%、13%である。また、まったく罪を犯さなかった割合は、43%、49%、32%であり、ベルギー人と比較した場合、犯罪発生率が高いとはいえない状況にある。両親の社会経済的立場が不安定であり、モロッコ出身者の移民であるか、恵まれない地域の住民であるか、職業高校に通っている者であるか、などという要因によって犯罪発生率が決定され、すべてに該当する者については、5種類以上の犯罪発生率は高い反面、まったく罪を犯していない者の中での割合も高くなっている。これは、自分の社会経済的状況などを理解して罪を犯さないようにしようと肯定的に方向づける者も多いと同時に、その状況に希望を失って否定的に方向づける者もまた多いということを示している²⁾。また、社会的に非常に不安定な若者は、学業でも落第し、同輩の仲間とも関係が持てず、罪を犯すよりはむしろ、うつ状態に陥ってしまう場合が多いとの分析もある³⁾。若年被収容者を分析したものによれば、多かれ少なかれ、犯罪行動は存在の空白を埋めるためにおこなわれる場合が多い。隠された抑圧から自らを保護するために、明白な現実を直接的に把握するという実現のための一手段であり、自己確認のための試みと理解される。

このように、社会経済的に不安定な階級に属する若年者は、同年代の若者と比較して、より罪を犯すようになるか、まったく罪を犯さないかに二極分解される。

(1) ベルギー人の若年犯罪者と外国人の若年犯罪者とで体系的な差があるか。

Walgrave et Vercaigne の分析によれば、自己申告による調査では、ベルギー人に

多い犯罪として、武器の所持、薬物の使用、暴力行為、商品の窃盗などが挙げられる。モロッコ人（モロッコ出身者とモロッコ国籍者）に多い犯罪としては、通行人への迷惑行為、ひったくり、自動車窃盗などがある。また、空き巣もモロッコ人に多い。ベルギー人、モロッコ人を問わず、71%は共犯形態で実行されている。モロッコ人の若年男性の犯罪率はベルギー人の若年男性の犯罪率よりも高い。女性については、モロッコ人若年女性の犯罪率は非常に低い。モロッコ出身の若年女性の71%、モロッコ国籍の若年女性の73%は一度も罪を犯したことはない。これに対して、ベルギー人若年女性で一度も罪を犯したことがない割合は56%にとどまる。1種類または2種類の罪を犯したことがある割合は、ベルギー人若年女性は35%、モロッコ出身若年女性は17%、モロッコ国籍の若年女性は19%である。3種類または4種類の罪を犯した割合は、ベルギー人女性7%、モロッコ出身者8%、モロッコ国籍者5%である。5種類以上の罪を犯した割合は、それぞれ、2%、4%、3%である⁴⁾。Bastenierの分析では、検察庁及び裁判所に認知された若年者を対象とした場合、検察庁に告発されるか、裁判所に送致された数は、国籍によって異なっている。人種・民族と犯罪との関係に関する調査によれば、モロッコ人であるということが犯罪を生み出しているのではなく、監督機関によってモロッコ人が犯罪化されているということが出来る⁵⁾。

(2) 統計から見た現状

Walgrave et Vercaigneの分析⁶⁾では、民族性は犯罪の危険性を直接的には増加させないことになるが、Van San et Leerkesは、犯罪発生率は異なった国籍グループによって変化すると主張する⁷⁾。警察統計に基づく1997年の調査では、ブリュッセル、アントワープ、ゲント（ガン）、リエージュ、シャルルロワに居住する14歳から24歳までの青年について、犯罪率は、ベルギー人1.15%、ベルギーを除くEU構成国出身者0.91%、トルコ人2.52%、モロッコ人4.53%、コンゴ人5.08%、アルゼンティン人5.69%、非EU構成国のヨーロッパ人11.46%である。人種・民族全て含めた犯罪率は、1.184%である。Van San et Leerkesは、この結果を自説の正当化根拠としてあげるが、警察統計を用いているところに批判を向けるものもある。犯罪を構成する可能性のあるすべての行為が認知されているわけではないし、認知された行為が必ずしも解明されているわけでもない。犯罪の実行は必ずしも警察統計における逮捕や登録の必要かつ十分条件ではない。警察において認知されたとしても、その後、訴追されないことや、訴追されても有罪判決を受けないことは頻繁に起こりうる。従って、警察統計の利用の仕方が問題であるとの指摘がある⁸⁾。

犯罪率については、国籍に応じて異なるということが明確ではないとしても、刑務所に収容されている割合については、国籍に応じて異なることは証明されている。収容者に占める割合は、ベルギー人では10万人に対して収容者58人、外国人では10

万人に対して355人である。特にモロッコ人では収容者の割合が高い。これには、外国人人口及びモロッコ人人口に占める年齢構成が影響していると考えられる。20歳から24歳の成人について、収容者の割合は、モロッコ人では2.6%であるのに対して、ベルギー人では0.15%であり、25歳から29歳の成人について、モロッコ人では2.52%であるのに対して、ベルギー人では0.18%である。モロッコ人の20歳から29歳までの若年成人では、収容率は40人に1人であり、男性に限れば20人に1人である。異なった年齢層ごとの収容率の比較は移民社会の文化と結びついた犯罪現象という仮説を排除する。収容率は移民社会の病理現象であり、モロッコ人男性人口の病理現象ではない。

刑務所における人口統計から、刑務所における外国人収容者の割合が高いことがわかるが、これには、不法入国者に対する収監、未決拘禁の増加、平均収容期間の延長などが影響しており、仮釈放手続が延期される方向にあることがわかる。通時的に見れば、一方では、多量の入国構造の差異的变化に結びついた収容者数の差異的変動を、他方では、執行刑の差異的变化及び処罰対象者の差異的増加と結びついた平均拘禁期間の差異的延長を指摘できる。同時に、収容及び拘禁の統計的分析や、刑務所で過した平均的期間の分析からは、モロッコ移民出身の若年者と警察官との関係が悪化していることが明確にされた。1990年から1997年において、脅迫罪または公務執行妨害罪で訴追されたまたは有罪判決を受けたモロッコ人の収容者数は4倍に増加した。また、平均拘禁日数は9.2ヶ月から21.3ヶ月になっている。

以上のような統計分析からも、国籍や出身国による収容率の差を説明し、警察統計や矯正統計においてモロッコ人の数が多いことの諸要因の中で差があるかを説明するために、警察官や司法官によって行われた手続を詳細に描き出す必要がある。

調査、報告書、警察データベースなどは警察の捜査による産物であり、司法統計の基礎を形成するが、警察統計の分析の仕方では、政府の公式発表を繰り返すことになりかねない。そこで、より詳細な資料が必要となるが、20年ほど前に、ブリュッセル地域の共同体と協力して行われた、Bruxelles-Ville 警察署の内部での2万人を対象とした観察調査によれば、第1に、職務質問された者の47%はマグレブ出身者の25歳未満の青年であり、現行犯ではなく、被疑事実がなくとも、外国人は職務質問の対象となっている。第2に、警察活動が、移民が多くすむ地域において集中して実施されていることがわかる。その12年後にブリュッセル憲兵班における3ヶ月の観察調査においても同様の結果が得られており、北アフリカ出身の若年者が標的となっていることは明らかである。また、北アフリカ出身者が集中している地域では標的にされる確率は2倍である。警察による外国人に対する差別、特に、モロッコ出身者に対する差別が顕著であるという事実が指摘されることもある。

司法段階でも、外国人犯罪者に対する取り扱いには違いが見られる。刑事和解手続

の対象者を比較した場合、ベルギー人の犯罪者には刑事和解手続が選択されるのに対して、外国人犯罪者に対しては刑事和解手続が選択されにくいという現状がある。刑事和解手続が適用されないことにより、有罪判決を受け、刑務所に収容される確率も高くなり、社会復帰を妨げる結果につながってしまう。このような現状は「制度的な差別」であって、外国人犯罪者が社会経済的に差別されていることを示している。また、訴追され被告人となった者の中の外国人または外国籍の被疑者の割合は非常に高い。逃亡または証拠隠滅の恐れがあるとして、身柄を拘束される者に占める外国人の割合も高いし、身柄の釈放の恩恵を受ける確率も外国人であれば低くなっている。執行猶予判決を受ける割合も、ベルギー人に対して外国人（特にモロッコ出身者）の場合は明らかに低くなっているし、外国人にはより重い刑罰の執行を言い渡される傾向にある。司法の段階においても、警察段階で見られるような、外国人に対する制度的な差別が存在するという指摘もある。統計的にもこのような事実は証明されている。少し古い統計では、1975年から1994年までの間に刑務所に収容された外国人の割合は16.7%から41.1%と増加している。また、ある研究によれば、ブリュッセルの移民住民が多く住む地域においては、警察による職務質問が多発しており、職務質問を受けた者の54.5%が13歳から25歳の若年者であり、52.8%は南欧、アフリカ、アジア出身者であった。25歳以下で職務質問を受けた者のうち47%はモロッコ出身者である。薬物事犯においては、予防的に拘置される者の中のモロッコ出身者の占める割合がベルギー人よりも大きくなっており、モロッコ人の事例では62.9%、ベルギー人の事例では42.9%が予防的に拘置されている。外国人に対しては、予防的拘置の代替処分がとられることはあまりない。さらに、言い渡される刑期も外国人のほうが長くなっており、ベルギー人に言い渡される刑期の平均で2倍となっている。

3. 対策

同化対策については、1990年代以降、連邦、フラマン共同体、ワロン地域それぞれで対策がとられてきたが、ワロン地域とフラマン地域における同化対策の違いが見られる。ワロン地域ではフランス風の共和国概念に基づいた一元的な（移民の民族的な文化特性は認めない）同化政策がとられたのに対して、フラマン地域では民族の特性を重視したアングロサクソン風の同化政策がとられた。ワロン地域の同化対策はフラマン地域のそれよりも効果が劣っているという評価が加えられることもある。これは、90年代に同化対策に当てられた予算を比較しても、外国人の数がフラマン地域ではワロン地域よりも少ないにもかかわらず、フラマン地域ではワロン地域の10倍の予算が同化対策に充当されていることから証明されるであろう。移民の同化政策は、移民を社会的に排斥しないようにする政策と関連するものであり、連邦政府レベルで、失業対策、社会保障政策、移民の住む地域の活性化等の政策にかなりの予算

があてられてきた。フランス語圏共同体では、優先的教育地域、優先的活動地域、学校の差別化等の対策が移民対策としてとられてきた。しかしながら、現実には移民、移民の子孫に対する差別はなくなっていない。

まず、連邦、共同体、州レベルでの、外国人に対する差別的な待遇をなくするという対策が重要であろう。特に、警察当局には、外国人社会、特に若年者との緊密な協力関係を構築することが求められる。警察官が外国人に対して差別的な態度をとらないこと、不必要な職務質問は行わないこと、挑発には乗らないことなどがあげられる。また、警察には、外国人共同体の代表者と緊密な連携をとることが求められる。それによって、外国人を自分たちの仲間であると認識させるようにすることが重要である。

犯罪対策としては、教育面における対策が重要である。教育面においても、同じモロッコ出身者でも、ワロン地域ではフラマン地域より落第をする確立が高く、通常教育から職業教育へと移行するが多かった。1994年に落第の適用に関する改正が行われた後、ワロン地域でもフラマン地域と同じ割合になっている。学校で落ちこぼれ排除されることが犯罪へと駆り立てる要因ともなりうるので、問題を抱える外国出身者に対しては、よい意味で差別化された教育をする必要がある。また、外国人とベルギー人と少人数の混合クラスでの教育実践も重要であり、その際には、生徒の両親、地域の関与も求められている。

職業選択の場面でも移民2世では差別を受けている。移民2世は教育を受けていても、通常のベルギー人や欧州連合構成国の出身者と比較して、社会的には評価されていないし、賃金も低い職業につく割合が高くなっている。このような状況に不満も抱えている。ベルギーに帰化して国籍を取得しても、移民出身である者はそうではないベルギー人よりも明らかに差別を受けているという状況がある。

重要な政策としては、移民を社会的に取り込むこと、差別を撲滅する対策をとること、人種的に烙印を押すことを撲滅するための対策をとること、である。

注

- 1) Brion は、特に、外国人がその身分ゆえに犯す犯罪と移民の子孫による少年犯罪を中心に分析している。F. Brion, *Immigration et délinquande dans la Région de Bruxelles-Capitale. Un bilan des connaissances*, RDPC, 2004, p.462.
- 2) L. Walgrave et C. Vercaigne, <La délinquance des jeunes autochtones et allochtones à Bruxelles>, in F. Brion, A. Rea, C. Schaut et A. Tixhon (dir.), *Mon délit? Mon origine. Criminalité et criminalisation de l'immigration*, Bruxelles, De boeck Université, 2000, pp.77-111.
- 3) Brion, *op.cit.*, p.467.
- 4) Walgrave et Vercaigne, *op.cit.*, p.100.
- 5) A. Bastenie, <La délinquance enregistrée des jeunes d'origine étrangère à Bruxelles et à Charleroi>, in *Mon délit? Mon origine. Criminalité et criminalisation de l'immigration*, Bruxelles,

De Boeck Université, 2000, p.126.

6) Walgrave et Vercaigne, op.cit., p.111

7) Brion, op.cit., p.469.

8) Brion, op.cit., p.469.

Ⅲ スイスにおける外国人犯罪の現状と対策

1990年代から、州や連邦の政治家、行政当局、国境警備隊、警察及び学校の代表者の多くが、増大する外国人犯罪による被害者になり、また、その脅威にさらされてきた。そこで、州の司法・警察代表者会議において、増大する外国人対策として、現在の予防及び撲滅対策として十分機能しているのかについて検討する必要性があることが課題とされ、外国人犯罪の現状を正確に把握するために調査研究が行われることになった。この調査研究は、州の司法・警察代表者会議及び連邦司法・警察局によって1999年9月13日に調査グループ（AGAK）に依頼された。調査グループは、2001年3月5日に最終報告を提出している。この報告では、スイスにおける外国人犯罪の現状が詳細に分析されていると同時に、32の対策が提示されている。その後、このような調査研究は、AGAK II、AGAK IIIに引き継がれている。本稿では、この報告に基づき、スイスの外国人犯罪の現状と対策について検討を加える。

1 外国人犯罪の定義

当初は、外国人犯罪とは、「非スイス人によって実行された犯罪行為（正確には重罪行為）」と定義された。確かに、スイスにおいては、犯罪統計の中では犯罪を犯罪行為者によって分類することがあるので、このような定義も意義はある。しかし、可罰的行動の社会に対する影響や市民の安全に対する感情などを考慮すれば、軽罪も重罪行為（criminalité）という分類に含めるべきであるのかという問題は生じる。重大ではない軽罪や、社会の安全に対しては直接的な危険を及ぼさないが、頻繁に遂行されることによって、一定の重要性をもつような行動も考慮する必要がある。そこで、調査においては、道路交通法違反、外国人の滞在等に関する法律違反なども、犯罪行為（重罪行為）の対象から排除されるのか否かについても、検討がなされた。最終的には、「犯罪行為（重罪行為）」という定義を緩和することはされず、当初の定義が採択されることになった。

2 外国人政策の状況

(1) 連邦政府の対策

連邦政府の外国人対策として、1986年10月6日の外国人の数を制限するオルドナンスは、①スイス人の人口と居住外国人の人口との比率を均衡のとれたものにするこ

と、②スイスに居住する外国人労働者の同化に有効な条件を創設すること、③労働市場の構造を改善し雇用に関する最善の安定を保障すること、をその目的としていた。1991年5月15日の外国人及び難民に対する政策に関する報告では、第一枠としてEU構成国の国民に対しては居住を自由に認める、第二枠として伝統的に労働者を供給してきた国の国民に対しては適宜政策を改善させる、第三枠としてその他の国の国民に対しては居住を制限する政策を維持する、という三種類の枠組みを導入したが、これは1991年末に廃止された。1995年から1999年までの政策としては、人道的政策に適い保護すべき難民または人を受け入れること、人の自由な移動に関する合意を締結する二国間の交渉の結果、スイスとEU間の人の移動の量的な改善、外国籍の居住者人口の増加を減少させること、スイス国内に居住する外国人の同化を進める、国境を越える組織犯罪を撲滅し隣国の警察・税関に関する協力を強化すること、等が挙げられる。

(2) 統計の分析結果

調査報告では、1998年度の司法統計に基づき分析されている。有罪判決を受けた66117人の内、46.3%が外国人である。この割合は、1991年以来ほとんど変化していない。ただ、警察統計では、外国人の被疑者の数は増加傾向にある。

有罪判決を受けた外国人の内、20%は居住資格を持つ外国人である。非居住者は19.6%で、亡命申請者は6.7%である。亡命申請者の犯罪については、大部分は入国管理法違反であり、刑法犯、道路交通法違反の数は少ない。反対に、非居住者で有罪判決を受けた外国人については、入国管理法違反が、1991年で26%、1998年で32%と増加しており、スイスでの不法滞在者の数が増加していることを示している。

有罪判決を受けた者の比率は、スイス人の0.8%、非スイス人の1.3%、亡命申請者の7.8%である。また、道路交通法違反を除いた場合、それぞれ、0.4%、0.6%、7.3%である。道路交通法違反、入国管理法違反、軍事刑法違反を除いた場合、それぞれ、0.3%、0.6%、4.0%である。成人の男女別は、86%が男性であり、内43%が18歳から30歳までの成人男性である。人口別では、スイス人では、男性46.8%・女性53.2%、非スイス人では、男性54.4%・女性45.6%、亡命申請者では、男性67.8%・女性32.2%である。

軍事刑法違反、入国管理法違反、刑法291条違反を除いて、有罪判決を受けた者の内、男性では、非スイス人居住者で30%増、亡命申請者では3倍という結果となっている。また、女性では、非スイス人居住者では20%減に対して、亡命申請者では2倍となっている。

居住期間との関係では、①2年未満、②2年以上5年未満、③5年以上10年未満、④10年以上20年未満、⑤20年以上、⑥スイスで生まれた者を区別し、年齢を

18歳以上29歳以下、30歳以上39歳以下、40歳以上と区別して調査している。どの年齢区分でも、滞在10年から20年の者で有罪判決を受けているものが最も多くなっている。

各州（主としてフランス語圏の州）の状況は以下の通りである。

ジュネーヴ州

	2004年	2003年	2002年	2001年
有罪判決数	4801	4363	3819	3514
スイス人	1395	1275	1174	1174
外国人	3406	3088	2340	2340
	2000年	1999年		
有罪判決数	3676	3526		
スイス人	1166	1090		
外国人	2510	2436		

ジュネーヴ州の犯罪統計による。

ヴォー州（麻薬取締法の罪に該当するものは除く、警察での認知件数）

	2005年	2004年	2003年	2002年
スイス人	1839	1739	1538	1426
外国人	1987 (268)	2098 (344)	1786 (317)	1364 (239)
合計	3826	3837	3324	2790

() 内の数字は庇護申請者の数である。ヴォー州の犯罪統計による。

なお、ヴォー州での外国人犯罪者の出身国上位（2006年度）は、ユーゴスラヴィア（368人）、ポルトガル（282）、フランス（210）、イタリア（170）、アルゼンティン（97）、スペイン（83）、ボスニア・ヘルツェゴビナ（67）、ブラジル（56）、コンゴ（55）、ルーマニア（50）などとなっている。

ヌーシャテル州

	2006年	2005年	2004年	2003年
特定された犯罪者数	2633	2904	2366	2068
外国人	1468	1552	1318	1697
合計（認知件数）	5997	6286	6736	6514

ヌーシャテル州の警察統計（Office fédéral de la police statistique policière de la criminalité, Canton/Neuchâtel）に基づいて計算した数字—該当する犯罪類型は、殺人、傷害、背信、窃盗、自動車窃盗、強盗、詐欺、恐喝、脅迫、強要、略取・誘拐、人質強要、強姦、風俗に対する罪、放火、犯罪予備、権限機関及び公務員に対する暴行・脅迫、資金洗浄である。

3 外国人犯罪対策

外国人犯罪対策として、まず、外国人の同化政策が有効に機能しているのかという観点、次に、増加しているといわれる外国人犯罪を減少させるために有効な対策とは何かという観点から検討する必要がある。重要なのは、外国人の同化政策を如何に効果的に行うかである。

外国人を犯罪に駆り立てる理由として、外国人コミュニティの側からは以下のような指摘がなされる。

まず、自分たちがスイスに同化しようとする意思が欠けているという自己批判、特に、言語に関する知識が不足していることがスイスへの同化を阻んでいるという指摘がなされることがある。さらに、文化の著しい相違も同化への障害として指摘される。男性による家長制が残っている集団では、女性や子供との葛藤が生じる場合がありうる。

あるいは、東ヨーロッパ出身者の集団（例えばスイスのアルバニア人社会）では、現在でも暴力が問題解決の手段として有効であると考えられている。暴力に譲歩するものは弱いものであり、対話をする姿勢はだめな態度であると考えられている。したがって、暴力が暴力を呼ぶのである。また、暴力は外部に向けられるだけでなく、内部にも向けられ、家族に対する暴力も観察される。バルカン半島出身者にとっては、暴力はコミュニケーションの手段なのである。スイス法ではこのような状況は念頭においてはいないので、一部の集団では許容される行為が、スイス法では犯罪となるという問題も指摘される。

また、スイス人によって、学校や一般社会の日常の中で、外国人が不利な扱いを受けていて、スイス人と平等な扱いを受けていないという指摘がある。帰化の申請をためらうという背景にも、帰化申請が否定されるのではないかとこの恐れがあるためだといわれる。外国人の子供に対して特別クラスで対応するということがかえって差別を助長することになっているのではないかとこの批判も外国人の側からは加えられる。

スイス社会への同化を進めることが重要であることは認識されていても、それぞれの民族集団で同化の意味合いも異なっており、同化を阻む理由もそれぞれの民族集団の中にあると考えられるが、スイス当局の対応にも問題はあ

同化対策を進める過程では、それぞれの民族の中で、女性や青少年については民族グループとの良好な関係を維持することの重要性が民族代表者から指摘されている。良好な関係が維持されているかぎりでは、問題行動を予防し、緩和することが可能である。さらに、スイス社会での同化については、ドイツ語、フランス語、イタリア語などの言語能力を習得することの重要性が指摘される。言語を習得するための語学学校の開講時間も、夜間だけではなく、昼間の時間帯にも設ける必要がある。また、失業対策も重要であり、特に若年者については職業訓練を実施することが重要であるし、余暇の時間を拡大することは、前向きな人生を過すために効果がある。スイス社会の法制度などを周知させることも重要である。

外国人犯罪の原因としては、同化の失敗が最も重要であると考えられる。同化を推進するためには、家庭、学校、民族集団での対策が重要である。家庭に関する対策としては、各地域に相談する場所を設置し、外国人の児童については就学前に授業をすることにより受け入れ態勢を整える。学校での対策としては、基本的な教育を徹底することが重要である。さらに民族集団としては、収入を確保するために若年者と協同することが重要であり、斡旋者に頼ることも重要である。

家族問題センター（Centrale pour les questions familiales）は、問題行動や犯罪を避けるためには、青少年を学校、スポーツ、遊び、青少年に向けられた活動、職業教育、労働によりよく適応させることと、家族を社会、社会生活によりよく適応させることがまず重要であると指摘する。対策としては、移民の出身国に対応して、家庭・女性・子供の役割、文化、宗教、教育についての情報を提供すること、権利と義務、スイスにおいて遵守すべき行動規範、許容される粗暴行為の範囲、刑事制裁の制度について学校で教育すること、問題となりうる外国人グループに関心を喚起させるようにすること、紛争に介入しうる仲裁センターについて情報を提供すること、学校当局、教育者、警察の間の協力関係を促進すること、未成年者間、未成年者と両親の間、両親と学校の間で問題が生じた際に仲介人に依頼すること、両親及び学校当局の研修、などが考えられうる。

連邦外国人委員会（なお、2007年1月1日より、連邦外国人委員会と連邦庇護委員会は合併した）の意見では、外国人が社会に同化できないことが犯罪行動の主たる原因であると評価している。

4 まとめ

統計的な見地から見た場合、外国人が占める割合は、警察統計では5割程度（1999年では54.3%）、有罪判決を受けた者も約5割弱（1998年では46.3%）と非常に高くなっている。特に、粗暴犯（暴力犯）で有罪判決を受けた者の82%、薬物犯罪では80%が外国人となっていること、庇護申請者の割合が高くなっていることが特筆される。

成人の平均値を見た場合、有罪判決を受けたものは、スイス人では0.8%、外国人では1.3%、庇護申請者では7.8%になっており、スイス人の約10倍、外国人の約6倍に達している。道路交通法、出入国管理法、軍事刑法の罪を除いた場合、スイス人0.3%、外国人0.6%、庇護申請者4%となる。統計の結果から見て、外国人では、滞在期間が長くなるにしたがって、男性及び女性でも、有罪判決を受ける場合が多くなる。また、庇護申請者はスイス滞在の最初の2年間は有罪判決を受ける確率が高くなっているが、2年を過ぎるとその後は減少している。したがって、庇護申請者については、スイス入国以降即座に犯罪を防止するための対策を立てる必要があり、外国人については、犯罪行為へと移行することを予防するための対策を採択する必要がある。

このように、外国人のスイス社会へのよりよい同化を促進することを可能にする対策が重要な意義をもつことになる。スイス社会への同化が不十分であることが外国人における犯罪率を高めることになっているという事実があらゆる関係者から指摘されている。そこで、権限機関の組織、役割、管轄及び任務、司法組織、スイスにおいて有効な慣習、慣習を遵守しなかった場合の帰結などの情報を外国人に周知させることを改善することが適切であると判断される。したがって、同一民族グループに所属する人々の協力が重要な役割を果たすことになる。

庇護の領域では、庇護申請者と保護が必要な人とを区別することが重要である。前者は政治的または経済的理由から母国を離れる場合が多く、一般的には独身者や家族を国に残して一人で入国することが多い。後者のように、民族集団全体がボスニヤやコソボのように戦争や内戦の脅威にさらされている場合には、他国に保護を求めて家族全体で入国する場合が多い。連邦難民事務局による統計では、男性の若年庇護申請者による犯罪率が最も高くなっている。入国直後、行動が適用できないのは旧ソビエト出身者であり、庇護申請の手続きが進んだ段階では、アルバニア、コソボ、西アフリカ出身者となっている。また、まず、収容センターで、犯罪歴のある者を見出し、連邦難民事務局または庇護申請委員会によって彼らの庇護申請を優先的に取り扱うことを保障することが肝要である。既にある州で実施されているように、特に独身若年男子の庇護申請者が、罪を犯さないようにするために、就職の環境及びプログラムの体制の発展を促進することが肝要である。収容センターへのアクセスは、この場所が犯罪に利用されないようにするために、24時間体制で管理される必要がある。24時間体制での監視を確保するためには、警察と福祉サービスとの間での良好な協力関係が必要である。庇護申請により一時的にスイスに滞在することを許可された者のスイスへの同化を促進するための予防的措置が、犯罪の実行に導くことにつながるような社会の周辺に追いやることのないようにするためには必要不可欠である。

検査部門も全体として、予防的及び抑圧的な側面を含めて、特に重要である。すなわち、国境、ホテル等、外国人及び庇護申請者収容施設、鉄道、売春現場、繁華街等

における検査である。特に、危険であるとされる外国人の監視が重要な意義をもつ。滞在場所の指定のような措置（処分）は、例えば電子監視措置の様な形態で厳格に検査される必要がある。査証における政策及び実務についても検査の実施が重要である。

情報交換及び調書の利用等に関する権限機関の協力関係を最適化するための対策の検討も重要である。そのためには刑事訴訟法の統一も視野に入れる必要がある。

犯罪目的での旅行に関しては、有罪判決を受けた者の移送に関するヨーロッパ条約の付加条約への早期の締結、二国間条約の締結等が望まれる。連邦及び州には、旅行に関する書類の獲得と関連する問題、出身国への強制送還の問題等を解決することが求められている。

最後に、治安を維持するためには財政面での支援が必要である。生じてしまった結果を補填するよりも予防手段を講じるほうが安くつくので、早期に予防手段を講じるために、財政的には厳しい状況にあっても、予算的措置を連邦、州レベルで検討すべきである。

5 その後の展開

調査グループの提言を受けて、第2次調査グループが立ち上げられたが、その任務は、提言された約120の対策を検討し、優先順位をつけ、対策の実現可能性を検討するというものであった。第2次調査グループでは、120の対策の中から約30の対策を選択し、その実現が重要であり緊急性がある（例えば、指紋照合の自動システムの導入、外国人の教育養成に絞った対策など）という結論を出だした。連邦司法省はこの第2次提言を受けて、第2次提言を実現する過程を調査するための第3次調査グループを設けた。第3次グループは、第2次調査グループが提示した対策を実現するための道筋をつけることをその任務としている。

優先課題のなかの2種類の対策、すなわち、手配されている者の身体的特徴の配布手続きを促進すること、査証の義務の導入または復活を含み危険のある国家の出身者に対して査証に関する要求を厳格にすること、は現在適用されており、その他の優先課題の多くも適用されようとしている。

IV おわりに

ベルギー、スイスの例を見ても理解できるように、外国人犯罪を予防するためには、まず、社会への外国人の同化を効率的に進めることが非常に重要であることがわかるであろう。ヨーロッパ諸国では、難民を広く受け入れるという伝統がある上に、労働者として旧植民地であったアフリカやアラブ諸国や旧東欧圏からの移民を受け入れてきたという現実があり、わが国のように難民を受け入れることにすら消極的であり、

かつ、移民の受け入れを事実的に認めていない国とは大きな相違がある。外国人がそれぞれの社会へと同化し適応できるように促進することが、社会から排除されることを防止するためにも大きな意味をもつと考えられる。その際には、教育面、文化面などにおける対策が重要であると考えられる。

今後、わが国が少子化の対策として、外国人を日本社会へと受け入れることを政策として採択する場合には、外国人の日本社会への同化を促進するための対策を準備しておくことは、外国人を日本社会から排除し犯罪へと駆り立てることを予防するためにも重要であると考えられる。

【資料 スイスにおける外国人犯罪対策一覧】

A 一般的対策（最重要課題）

1. 外国人に提供されるスイス政府の組織、仕事、権限、役割及び法律に関する情報の改善を図ること（最重要課題）
 - ・連邦、州、市町村レベルで関係する機関が協力して情報戦略を立てる
 - ・各民族の特異性に着目して各言語で予防策を定義する
 - ・具体的な目標を示して協調体制を整える
 - ・語学のクラスを設ける
 - ・関係する外国人グループの代表者と協力して、犯罪予防及び紛争解決に重点を置いた仲介活動を促進すること
2. 外国人と関連する問題、特に外国人犯罪の多様な側面に関するスイスの権限機関及びスイス人の情報の改善（重要課題）
3. 国境警備隊、警察、公務員、窓口を担当する職員を脅迫及び暴力行為から保護することを強化すること（最重要課題）
 - ・当該部門における危険に対応した体系的に監督する
 - ・より迅速な警察の介入
 - ・警備及び介入を行う組織（単位）に対する予算の増額
 - ・危険に対応した行動を教育するための特別研修
 - ・近代的警備及び保護に役立つ装備（国境警備の際の携帯型ビデオ監視など）を常時評価し整備すること
4. 被害者及び証人の保護（最重要課題）
 - ・被害者及び証人保護のためのプログラムを整備する。被害者の告訴を促進するための対策を採択する。より効果的な保護の体制を整える。
 - ・手続上の保護に考慮し、匿名性を維持することを保証し、匿名を維持した者の証言を利用することができるようにするための法的基盤を整備する。
 - ・証言を行うまで、不法滞在外国人に対して裁定された国外退去及び帰国援助処分の執行を延期する。
 - ・後悔した（告発した）証人に関する規則の基礎を整備し自白をさせるための要件を作り出す
5. 連邦、州、市町村の役割配分の分析及び改善（最重要課題）
6. 国境警備隊の職務、役割、権限及び服従の再定義及び最適化（最重要課題）
 - ・あらゆる形態の輸送に対する国境での人的検査に関する連邦の権限。国境警備隊の独占的権限

- ・ 検査を強化し必要な装備を配備することを可能にする国境警備隊の強化
 - ・ 関連する連邦機関との協力関係の最適化
 - ・ 国境警備隊の権限の拡大
7. 国境警備隊と警察との協力の最適化（最重要課題）
 - ・ 協力戦略の整備
 - ・ 国境警備隊と州警察との権限配分協定
 8. 国家レベルでの権限機関間の情報交換の改善（最重要課題）
 - ・ 国家及び州レベルでの関連機関の早期創設
 - ・ 異なった段階における有効な情報の探索と評価、連邦及び州での情報の利用の改善
 - ・ 状況一覧の作成と分野ごとの戦略の定義
 - ・ 分析官の募集を進め教育を確立する
 9. 情報交換における外国の警察機関との関与の拡大（重要課題）
 - ・ 外国人によって実行された犯罪について外国警察機関との組織的な連絡
 - ・ 司法当局による外国警察機関への有罪判決の即時的な連絡
 - ・ 外国警察機関との相互連絡の強化
 - ・ 刑事手続きの開始から確定判決まで、外国警察機関への情報開示の保障
 10. 外国の権限機関との情報交換の改善（最重要課題）
 - ・ 隣国との警察協力の即時的運用
 - ・ 協力機関整備
 - ・ Partenaria alpin d'informationの分野での合意された努力の遂行
 - ・ 欧州自由・安全・司法領域との接近の努力の遂行
 - ・ ユーロポールを含む関連組織網の発展
 - ・ 執行分野における情報の自動的交換に必要な法的・技術的手段の設定
 - ・ 犯罪者の特定を加速するために、隣国及び危険のある国との間で指紋鑑定の可能性を進展させる
 - ・ 警察、国境警備隊、司法の各現場での実務的な相互研修の実施
 11. 情報保護と関連した要求を尊重した上での情報の交換の最適化（重要課題）
 12. 連邦、州、市町村の治安組織及び司法機関の予算の増額（最重要課題）
 - ・ 管轄権をもつ連邦、州、市町村の権限機関の予算の増額
 - ・ 優先的業務命令、特に、主要任務を優先した国境警備隊及び警察との雇用契約
 - ・ 魅力的な雇用契約条件
 13. 外国人と関連する要求を特別に考慮することを含んだ教育の最適化（重要課題）
 14. 設備の最適化（重要課題）
 15. 安全戦略における危険に直面する州及び都市部の最善な考慮（重要課題）
 16. 司法共助手続きの促進（重要課題）
 17. スイスに不法滞在する青少年犯罪者（有効課題）
- B 犯罪目的をもつ外国人をスイス国境外にとどめおくための対策
18. 国境検査の改善（最重要課題）
 19. 査証に関する政策及び実務の危険性に最適化すること（最重要課題）
 20. 不法移民対策の連携を強化すること（最重要課題）

C スイス国境内での外国人犯罪を予防するための対策及び刑事訴追の効果

21. 検査体制の欠陥を削除する

- ・国内のホテルにおける体系的な検査を実施する（重要課題）
- ・亡命申請者の収容施設において、入所、出所の際に検査を実施する（重要課題）
- ・外国人運動活動家によって指揮された暴力的示威行為の際に、ビデオ録画装置などによって都市部を監視する（重要課題）
- ・売春現場において、検査を増加させ改善する。外国警察組織等との協力を緊密化させる。不法滞在化させないためにキャバレーのダンサーの募集の枠を制限する可能性と適宜性を調査する（重要課題）
- ・労働現場において、不法労働者を突き止めるために雇用者による体系的な検査を実施する（有効課題）

22. 政治的考慮によって動機付けられた犯罪（重要課題）

- ・政治的考慮によって動機付けられた犯罪の場合、特に、出身国では正当な理由により進められた闘争がスイスを舞台に移される場合には、より体系的な調査を実施する
- ・LMSI（国内の安全の維持を目的とした対策を整備した1997年3月21日連邦法）及びOFP（連邦警察局）の新たな組織を基礎として情報検索を強化する
- ・必要な資金を提供し州の参加を増加させるための州の義務

23. 武器、危険物（重要課題）

- ・武器の所有者と取得者の国家管理。中央登録事務所の創設
- ・偽装された危険物、模造銃、空気銃の所持の禁止

24. 刑事訴訟法と濫用対策（重要課題）

25. 反体制プロパガンダ、LMSI及び資金の収集（重要課題）

- ・廃止された反体制プロパガンダを対象としていた連邦政府令との引継ぎを可能とする規定の検討
- ・国内の安全の維持を目的とした対策を整備した連邦法により提示された運用の可能性及び範囲のより組織的な利用
- ・LTTE（タミル・イーラム解放の虎）、UCK（コソボ解放軍）、PKK（クルド解放人民戦線）などの集団による民族共同体の構成員による資金の獲得に対抗する可能性を提示する法律的な基盤を検討

26. 避難場所（重要課題）

- ・日中の受入組の進展と特に若年庇護申請者に有利な居住プログラムの進展を促進する

D 外国人犯罪者の送還を保障し累犯を防止するための対策

27. 離隔措置（最重要課題）

- ・一定の領域への侵入の禁止の他、滞在地の指定を増加させること、外国警察組織への指示
- ・処分の検査（電子監視措置、警察への定期的出頭の義務）及び義務に従わない場合の適切な罰則
- ・有罪判決を受けた者への対抗措置の創設、身元確認における協力の欠如が国外退去の障害になる（例 国外退去のために拘留を延長する、新たな犯罪を創設する）
- ・送還の遂行ができないという条件が充たされないときに、滞在地を指定する可能性の導入

28. 避難場所（最重要課題）

- ・犯罪者となる可能性の高い者に対して、スイス庇護申請委員会も含み、手続期間の削減
 - ・上記の場合を優先的に取り扱う
 - ・以前の刑事有罪判決を受けた者の庇護申請を即時に棄却する
 - ・上記庇護申請者によって提出された申請登録センターでの取り扱い
 - ・過去の有罪判決を受けた者に科された刑罰が決定された最低限の期間に達しているときには、審査を行わないことに正当な理由があるかを調査する
 - ・財産的価値の差押及び没収の単純化（300フラン以上）
29. 送還の執行（最重要課題）
- ・送還執行のワーキンググループ内において決定された処分の即時的及び組織的な運用
 - ・国外退去の際に適用される強制処分を法律で規制する
30. 出身国における刑罰の執行（重要課題）
- ・有罪判決を受けた者の移送に関するヨーロッパ条約への追加条約をできるだけ早期に署名し批准する

E 統計分野での対策

31. 警察統計の見直し（重要課題）
32. 司法統計、矯正統計の見直し（重要課題）

参考文献

ベルギー関係

F.Brion, Immigration et délinquance dans la Région de Bruxelles-Capitale.Un bilan des connaissances, R.D.P.C., 2004, pp.462 et s.

C.Vercaigne et L.Walgrave, Urbanisation,exclusion sociale des jeunes et criminalisation de rue, resumé, Leuven, 2000

A. Rea, Les jeunes d'origine : immigré intégrés et discriminés, Rencontre du CEDEM,7 mars 2002.

F. Brion, A. Rea, C. Schaut et A. Tixhon(dir.), Mon délit? Mon origine. Criminalité et criminalisation de l'immigration, Bruxelles, De Boeck Université, 2000

N.Queloz, F. Bütikofer Repond, D. Pittet, R. Brossard et B. Meyer-Bisch(éditeurs), Délinquance des jeunes et justice des mineurs, Berne/Bruxelles, Staempfli Edition/Bruylant, 2005.

Délinquance et insécurité en europe, édité par Ph. Mary et Th. Papatheodorou, Bruxelles, Bruylant, 2001.

スイス関係

Groupe de travail.Criminalité des étrangers(AGAK). Rapport final 5 mars 2001, Departement fédéral de justice et police,pp.1-91

Groupe de pilotage criminalité des étrangers(AGAKIII). Rapport final.Version du 9 novembre 2004.,Departement fédéral de justice et police,pp.1-12.

なお、本稿はセコム科学技術振興財団の助成金を得た共同研究「来日外国人による犯罪の抑止に関する調査研究—安全・安心の観点からの来日外国人対策—」の研究成果の一部である。

CSR と 〈ピラミッドの最底辺〉 アプローチ —— 〈最貧困層〉 に対する西側企業の取組みはいかに具体化されうるか—— *

* 文中の [] 内の語句ならびに図1・図2の説明は訳者による補足である

リュディガー・ハーン、カロリーナ・グリュンシュロス

1. 本論稿の主旨

企業に対して社会的責任に敏感になるようにとの圧力が増大したこと、また西洋世界市場が景気停滞局面に入ったことによって、これまでほとんど注目されてこなかった最貧国が——「ピラミッドの最底辺」(BOP) アプローチと概念化されて——ここ数年來ますます多国籍企業の視野に入ってきている。しかしそのさい、これまで西洋世界では当然とされて来た行為規範が新たな活動領域に適用するかどうかを考え直す必要性が明らかになっている。このことを企業の社会的責任(CSR)という領域の活動に関して明らかにするために、以下ではまずこの問題を分析するために構成されたBOPという概念を説明し、その上でCSRに対してこのアプローチを理論的に繋ぎ合わせ、そうして両者の結び付きの考えられうる形を際立たせてみたい。

2. 分析のために構成された「ピラミッドの最底辺」概念

BOPという概念的構成物はPrahaladとHartが考案したもので(vgl.Prahalad und Hart 2002,S.67)——、世界の中で絶対的貧困と特徴づけられうる人々の取り分を表わしている。このアプローチはこうした記述的言明を越えて同時に、これまでは見向きもして来なかったBOPという市情に企業を上手く位置づける可能性を主題化する。

2.1 世界人口に占めるBOPの比率

人工ピラミッドの中の最底辺としてBOPは、一日の購買力平価で計算して可処分所得が1USドル以下で生活している極貧の人々および1~2USドルで生活している少しはましな人々の取り分を表わしている(図1参照)。

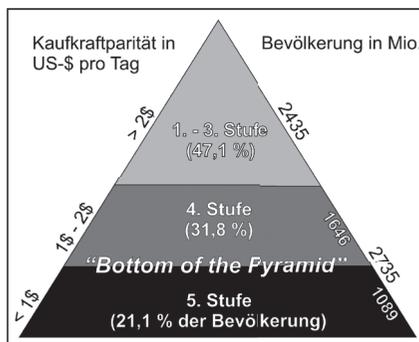


図1：世界人口ピラミッド (Pralhad 2005, S.4. データはWorld Bank 2005, S.64-69; 97カ国を含む) *
*左辺：一日あたりの購買力平価 (単位：アメリカドル) / 右辺：人口 (単位：百万) [訳者註]

この場合、生きるための基本的欲求を満たしていない人々を極貧の人々と言う。このことは、そうした人々がずっと飢えに苦しみ、定期的な健康診断を受けられず、清潔な飲み水を飲んでおらず、子どもたちの教育費を賄うことができず、雨露を凌ぐ家を持っていないということで表わされる。こうした形の貧困はもっぱら社会保障制度の整っていない発展途上国で見られる。それに対して、貧困でも少しましな人々はBOPの上部の層として特徴づけられる。そうした人々を特徴づけるのは、基本的欲求はたいてい何とか満たされるが、それ以上の保障を享受することができないということである (vgl. Sachs 2005, S.20)。

極貧の人々と少しましな人々の区別は同時に、BOPと「発展途上国」といったBOPに類似した概念との差異を明確にする。BOPは国家の枠を越えて一定の階層人口が示されるのに対して、「発展途上国」という言葉は若干異なった基準によって定義され分類される一定の国々を包括している。その基準とは、経済的・社会的発展に関する指数とかそれらの国々が国際的分業に組み込まれている構造的な様相とかである (vgl. Nohlen 1998, S.222)。このことは同時に、ごく僅かではあるが非発展途上国——いわゆる中進国——の人々もBOPに数えられうるということ、また発展途上国でも貧困な生活をする必要がなくBOPに数えられない人々が存在することを意味している。

全体的にBOPにおいては、貧困というカテゴリーでは一致しているものの、きわめて異質な全体が問題になっている。この異質性、たとえばBOPといわれる人々が暮らしている地域の地理・文化・宗教・インフラストラクチャ・政治的—経済的安定性は、BOPがきわめてさまざまな環境と発展段階にある異なった大陸・国家・宗教・文化圏に広く分布していることによって明らかになる (vgl. Todaro und Smith 2006, S.41-49)。

このように BOP 内部には異質性があり地域によって発展に差異がある。たとえばここ 20 年間の東アジアでは貧困者数は明らかに減少しているのにとくにサハラ砂漠以南のアフリカ諸国では BOP が急激に増えている (vgl.Chen und Ravallion 2004, S.152)。こうした差異があるけれども、貧困に共通の特徴があることを見落としてはいけない。まさにこの共通の特徴が BOP を全体として表わしているからである。そうした共通の特徴は同時に、BOP 市場に参入する企業に課せられる課題や問いに取り組みうるための統一的な枠組みを形作る。そしてこの枠組みの上に BOP 概念が含むさらなる局面、つまり企業の実践を導く局面が打ち立てられるのである。その局面についてこれから考察していこう。

2.2 実践を導くアプローチとしての BOP

記述的な説明を踏まえて、実践を導くアプローチとしての BOP は、一方ではこれまであまり顧みられてなかった人々と / あるいはこれまで利用されていなかった資源を特徴づる。そうした人々や資源はこれまで利用されておらず知られてもいなかった市場チャンスを提供する。他方では、私経済としての関わりを越えてこうした貧しい人々の状況を改善するための貢献が求められる。そのさい、たとえば BOP に関してとくに豊かな人々の間に浸透している誤った評価が見直されることによって、BOP アプローチはとくに多国籍企業にとって先に述べたような行為可能性を描くための基礎を形成する。というのは、すでにそうした推測 [誤った評価] のうちに BOP を市場としてこれまで軽視してきた根拠が見出されうるからである (実例による詳しい説明は Prahalad 2005,S.10-16)。このことは、一般的なイメージとは反対に BOP にも参加可能な市場が存在するという事実によって明らかである。したがって、たとえば貧しい地域の購買力でもそれが統合されれば力を持つので、個人としての収入が少ないために一人では敷居の高かった商売が貧しい人々に可能になる。さらに、BOP においては経済の基本的条件が整っていないため生活必需品に対してさえしばしば「貧困ペナルティ」(Pralhad 2005,S.11)、言い換えると割高な代金が支払われなければならない。それが可処分所得を圧迫している[ことが認識されなければならない]。[その場合] しばしば5倍から25倍も高いそうした代金は非効率な流通経路やそれぞれの縄張りを持つ仲買人の役割のせいであるという認識に加えて、発展途上国の経済活動全体の場合によっては40～60%を占める (vgl.Schneider und Klinglmair 2004, S.6-11) 闇経済の繁栄が価格を吊り上げる役割を果たしている [ことを弁えておくべきだ]。

多国籍企業がまさしくその「規模の効果」を利用してあるいは BOP が市場に参加する仕方を改善することによってこうした悪影響を減らすことができれば、消費者はさらなる欲求の充足により多く支出することができるようになる。Pralhad はそれ

に関して大きな市場ポテンシャルを特徴づけている。Prahaladはそのポテンシャルを、BOP全体で評価した購買力に関して基礎づけ、購買力平価でもって計算すると13兆USドル以上になると主張している(vgl. Prahalad 2005, S.21)。したがって、これまで飽和状態に達していないこうした市場にはまったく著しい新たなチャンスが生じる。この潜在的な需要は消費財だけには限られず、国内生産が増大し続けるために生産財や設備財に対する市場をも要求する。先進工業国からの輸出が拡大する可能性の他に、多国籍企業の直接投資が増大するチャンスも存在するのである(vgl. The World Bank 2004, S.65-66)。

それに対して、このように要請されるアプローチ可能性に対して批判的態度を取りつつ、行為可能性を主としてBOPにおける生産と供給の領域のうちに見る著者もいる(vgl. z.B. Karnani 2007; Doh 2006)。こうした領域において考えられうる方法にはたとえば成功の見込めるマイクロ融資モデルが含まれる。そうした融資によって貧困層に投資する可能性が開かれ、そうした投資が貧困層の企業的な生産活動を可能にする(vgl. ausführlich Hassen 2002)。他にもBOPがさらに発展していく可能性は効率的な市場を創り出すことのうちにある。というのは、BOPにおいてこそ「市場の」不透明さが、貧困層自身が開発したかまたはその他の方法で作った財を実際に可能な売値よりも安く提供している原因になっているからである。こうした欠陥に対する反応として、電子商取引の領域での革新的な仕事モデルを援用して、「たとえば」インドの企業ITCのe-ショール e-Choupalといった創意工夫が、伝統的に影響力を持ってきた仲買人の数を減らし収益が直接にBOPの手に届くようにしている。それに加えてITCはインド国内の地方村落にインターネット接続の可能なコンピュータを供与している。そのコンピュータを農民は電子商取引の結節点として利用し、その結果インド国内の供給行動は決定的に変化した。このシステムはITCがより直接的にコストをかけず原材料を供給しつつ同時に供給する農民が比較的に高収入を得ることを可能にした(WRI 2003)。それによると、とくに収入状況の改善のために――そして間接的にはさらなる市場の創出のために――BOP構想ではこの階層の人々を一連の企業的価値創出行為の最後に位置する市場のチャンスとして切り離して捉えるのではなく、多国籍企業の価値創出の内部の一部と見なすことは避けられないと思われる。さらにこのコンテキストでは一方で、見方が制限されているため企業にとっての資源プールとしてのBOPの経営上のチャンスは気づかれぬままであるというのは確かであり、他方で特定種類の製品の売れ行きが伸びることがそもそもそれだけでBOPの生活状況の改善に繋がりうるかどうかは疑わしいと思われる(vgl. Jenkins 2005, S. 533-534)。

こうしたさまざまな局面が絡み合っている状況下で本論稿では、BOPの販売市場・供給市場もBOPの資源提供とともに顧慮するBOPの統合的モデルを提案したい(図2)。

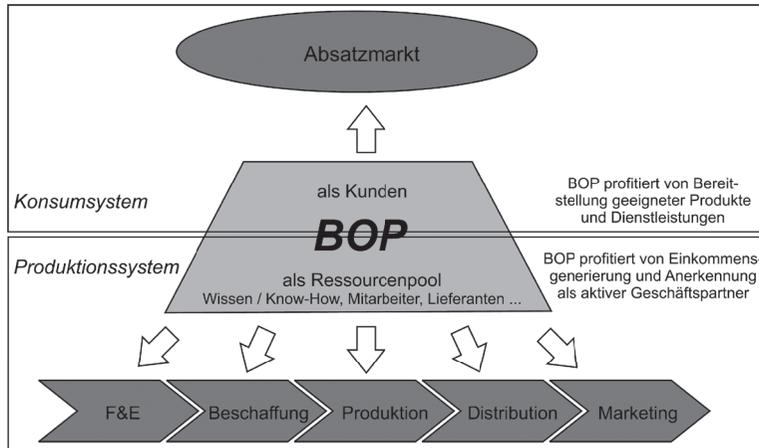


図2 実践を導く「BOP」の統合された見方 (WBCSD 2004, S.18を参考に独自に作成した) *

* [上段] 消費システムにおいては BOPは顧客として販売市場において適切な製品やサービスが揃っていることによって利益を得る。

[下段] 生産システムにおいてはBOPは知識・技術の提供者、従業員、下請けとして、研究開発から供給・生産・流通・小売に至るまでの過程で、収入を得、ビジネスパートナーとして認められることによって利益を得ている。 [訳者註]

さらに付け加えておくと、BOP の市場も (人間-) 資源基盤も人口増加が予測されること (vgl. UN 2005, S.vi u. 1-5) に基づいてのみ拡張されることが考察の出発点である。BOP が今後発展することの重要性は二つの (極端な) シナリオの内でも明らかにされる (vgl. Prahalad und Hammond 2002, S.3)。[第一は、] BOP を無視し貧富の差が拡大すると、非効率な資源配分や政治的な不安定、グローバルな経済システムに対する反対の増加などによって敬二宛記。政治的・社会的状況が悪化するに至る[というシナリオである]。それに対して第二のシナリオは、BOP における私的投資によって、政治的社会的支持があって、社会の改善と結びついた貧困の減少と先進工業国に本拠地を持つ企業にもポジティブな効果を伴う多くの地域の安定が生じうる状況を描いている。

しかし、西洋企業がその最終目的に近づくためには、しばしば伝統的な思考パターンとビジネスモデルを放棄することが避けられない。西洋世界のイデオロギーと価値体系にもとづいたマネジメント理論を無批判的に受け継ぐことは BOP における組織的非効率や失敗を引き起こしてきた (Pralhad und Lieberthal 1998, S.69-72)。反対に新たなテクノロジー・製品・サービスの発展に対してこのように考え方を改め BOP のニーズを満たすために行動するには地域的特性ならびに構造的特性を、[その特性に応じて] 異なる社会的影響とともに考慮しなければならない (Kanungo und Jaeger 1990, S.1u.6)。このことは CSR の問題領域での努力にも同様に当てはまる。

生じてくる市場チャンスに向けられた純粋な企業経営上の思惑によってと同様に、そうした CSR に関する努力によっても BOP に関する多国籍企業の取組みは根拠づけられるのである。

3. CSR の観点から見た BOP アプローチ

BOP においても企業スキャンダルが明らかになった（たとえば、ボパールでの化学工場爆発事故、いわゆるナイキの Sweat Shop における社会的に許されない労働条件、ナイジェリアでの人権侵害にシェル石油が果たした問題のある役割、繊維産業における児童労働、さまざまな腐敗スキャンダル）。そうしたスキャンダルに加えて、とくに相互に影響を及ぼし合う以下の傾向は企業行動に対して世論がますます敏感になることに役立つ（Schrader 2003, S. 71-77; Habisch 2003, S. 16-18）。

- 複雑化する問題設定と同時に行動領域のグローバル化や
- 国民国家による規制可能性の喪失、
- 特定の市民団体の影響の増大において
- 増大する多国籍企業の影響

ここに挙げた観点はつまるところ積み重なって一とりわけ個々の行動者の意味の変化とそれから生じる知覚の変化によって一「道徳的合法性圧力の増大」という結果を生み出す。「企業はその実践において世界中でそうした圧力に晒されていると自覚している」（Steinmann und Löhr 2002, S. 513）。企業はしばしばその社会的責任を自覚して CSR の領域における多様な取組みをおこなうことによってこうした圧力に応えようとしている。そのさい CSR の領域は、広い概念であるがゆえに、考えられる内容形式を幅広く包括している（vgl.z.B. WBCSD 2000, S. 10-11 u.14-28）。本論稿では CSR を、企業の行動によって影響を受ける人々を考慮に入れたステイクホルダー = アプローチと関連づけて、「ビジネスが、被雇用者・その家族・地域社会を対象にしてそれらの QOL を改善するために持続的な経済発展に貢献する責任」として理解する（WBCSD 2000, S. 10）。

CSR を BOP アプローチと結びつけることは二つの観点から可能である。西洋世界の企業の BOP の領域での取組みは一方では、直接に企業の社会的責任の一部分として理解されうる。この場合 2.2 でスケッチした第二のシナリオに関連して、企業は BOP の貧困克服において中心的な役割を果たしていることを承認し、CSR プロジェクトによってまた統合された BOP モデルの意味における企業の取組みによって状況を改善しようとする。しかし他方で、企業の取組みは、先に述べたチャンスを利用す

るために純粹に経営上の思惑からも行われうる。しかし次の段階ではこの場合でもまた真面目に理解された企業の責任において、CSR に対する省察とその明確な形態が決定的な役割を果たす。というのは、CSR の性格づけに関連させれば、それが BOP と関係づけられることによってそこに新たに参加するステイクホルダーはビジネス的にも社会的にも考慮に入れられうるからである。しかし同時に西洋企業の CSR の取組みを適用するための必要条件は「BOP に対しては」当てはまらないこともある。というのは、この概念の発生源はもともと先進工業国にあるとしても、社会的責任とその倫理的基礎の意味、とくにさまざまな国々や社会における当事者に対する具体的な形態のもつ含意は明らかに多様だからである (WBCSD 2000, S. 8-10; Blowfield und Fryans 2005, S. 502)。

4. 西洋企業が「最貧困層」にたいして CSR を具体的に果たす可能性

それゆえ、CSR 活動を具体的に形成するさいに西洋企業はさまざまなハードルに直面していることを自覚している。そのハードルを以下では典型的な例に絞って省みておこう。

4.1 BOP のニーズに CSR を適応させる必然性

最貧困層に対する CSR 戦略を首尾よくモデル化するためには、その戦略を地域住民の相異なるニーズに適応させることがとくに需要である。先進工業国では企業に高い社会的規準を堅持することが求められるが、発展途上国ではインフラストラクチャを整備し基本的な教育訓練を施し従業員を教育しさらに環境保全に敏感になることが企業の社会的責任として要請される (vgl. Henkel KGaA 2006, S.6)。行政サイドで保険制度や教育制度が自由にアクセスできるように機能していない国々では西側の企業は、そうした欠陥を CSR 活動によって埋め合わせなければならない事態に直面しているとしばしば自覚している。しかし、そうした活動は人間愛という動機だけに基づいていなくても、経営上有利になるという理由でもよいのである。そういうわけで、たとえば南アフリカでは毎日およそ 1500 人がエイズウィルスに感染し一人一人が新たに感染するとサラリーマンの平均年収の 4~6 倍のコストを生み出しているが、そうした事例からは、「企業の人的資源」を保護し維持するために従業員が無料でエイズ予防処置や薬品や治療にアクセスできるようにすること (vgl. Rambharos 2005, S.25) は企業にとって経済的にも重要だということが分かる。そうであれば、一国の住民に対して基本的な社会保障の欠如をざっとだけでも広範囲に埋め合わせることは西側企業のキャパシティを超えてはいるけれども、念入りに計画され地域の事

情に適した CSR 戦略は少なくとも経営上のチャンスに関しては最貧困層の生活保障に積極的な影響を及ぼすことのできるものである。

4.2 BOP における CSR 活動の着眼点

発展途上国における BOP に対する社会戦略をモデル化するにはさまざまな着眼点が存在するので、ここでは典型的に就業活動と環境基準・社会基準の領域についてスケッチしておこう。

4.2.1 CSR の活動領域としての就業活動

発展途上国で生産設備を設置し従業員を雇うことはすでにある地域の就業状況に対する積極的な貢献であるとしばしば言われる。しかし、こうした観点で最貧困層の状況を考察すると、BOP に対するそのような積極的な効果は付随的な意味しかもたないと指摘する研究者もいたりする (vgl. Jenkins 2005; Blowfield und Frynas 2005)。それによると、ほとんどの職場は、少なくとも基本的教育を受けた従業員にとってのものであり、最貧困層の人々はそこから排除されている。さらに西側企業はその営業所をしばしば進出国の中でも裕福な都市部に置くので、構造的に弱い地域の貧しい住民は新たな職場の創出から利益を得ることはない。しかし、BOP を経済活動に組み込む方法としては、場合によっては下請けの領域の内に見出すことができるかもしれない。そうだとすると、西側企業が地域の供給者から原材料あるいは半製品を買い取ることによって、その地域の住民の生活基盤を創出することが考えられる (再度、2.2 の ITC の事例を参照のこと)。しかし実際にはたいてい貧困層によって営まれている中小零細企業は西側企業にとって下請けとしてほとんど問題にならない。対象となるのは圧倒的に大企業である。大企業はたいていの場合その国の裕福な階級によって経営されているそうした企業では従業員の給料が利益に比べてまったく低い比率に抑えられている。多国籍企業がそれに対抗する方法として考えられるのは、企業による一連の価値創出活動の初期段階で企業内部の行動憲章を導入し徹底することである。そうした行動憲章によって下請け企業でも適切な賃金を支払うことができるようになるのである。

そうすると BOP を上手く経済活動に組み込むためには CSR 活動を BOP の特殊な状況に合わせて人々を多国籍企業の価値創出活動への統合を保証することが不可欠である。そういうわけでたとえば Procter & Gamble (P&G) 社はベネズエラで理髪店やコインランドリーといった自立的な零細企業を確立し支援するという構想を展開し、そうした零細企業を通して P&G 社の製品は売れたのであった (vgl. Peinado-

Vara 2006,S.65)。大きな容器を手に入れ一人前ずつ顧客に販売することによって、以前は手に入れられなかったシャンプーや洗剤といった製品が貧困層にも買えるようになったし、このような自立的な店の経営者の生活基盤も生み出されたのであった。さらにこうした零細企業の設立を積極的に支援することを P & G は新米の床屋に無料で職業教育あるいは継続教育を施すことを通して側面から援護している。

BOP の住民を賃金労働に組み入れるさらなる革新的な可能性を示しているのは、コロンビアにおける電力供給会社の事例である (vgl. Peinado-Vara 2006,S.66)。その電力供給会社は、マラネロス Maraneros と言われる人々が非合法的に村民に電気を供給するために送電線を設置したという問題に直面している。こうしたことを止めさせ同時にマラネロスが持続的で安定した職場に就けるようにするためにその電力供給会社は一つのプログラムを展開しており、そのプログラムによって [マラネロスに] 専門教育が保障され、マラネロスが電力売買の下請け企業家として経済活動の中に組み入れられるのである。

多国籍企業がそうした商売上の視点と最貧困層にとっての生活基盤の創出とを CSR 活動の中で展開することに成功すれば、[企業にも BOP にも] どちらにとっても有利な状況が生まれることが考えられる。つまり、住民の側では貧困から抜け出す道が見出され、企業はその製品を生産販売することによって新たな市場を開拓することができるのである。

4.2.2 CSR の活動領域としての環境基準・社会基準

BOP での CSR にとってさらに重要な領域は環境基準と社会基準である。西側企業にはエコロジック的観点ならびに社会的観点から見て異論のない営業・生産計画とその実行が期待される。そのさい西側企業はしばしば発展途上国においても、場合によってその国の低い価値基準ではなく、環境保全・労働の安全・品質に関する先進工業国での高い基準で評価される。これは面倒な問題である。というのは、先進工業国では日常のかつ標準的に行われている規範遵守に対する訴訟のコントロールは、BOP の中でも人口の多い地域では環境条件が単純ではないために、複雑で時間がかかることが分かっているからである (vgl. o.A. 2005, S. 1)。西側企業に対する期待の高さは、先進工業国の高い基準からネガティブに逸脱した場合に外国企業に対するメディア効果の強い抗議行動や中傷を誘発する危険をも内包している。たとえば、コカコーラ社は多くの非政府組織から、インドと象牙海岸にある工場が環境基準と社会基準を守っていなかったと執拗に批判された (vgl. Schranke und Ewing 2005; Hills und Welford 2005)。そこではとくに、大量の水を使用することによって地下水面を下げ、製品中の残留農薬を見落とし、コカ農園で児童労働をさせていたことが非難された。コカコー

ラ社はこれらの事例のどの場合にもインドの法律に違反したわけではない。それにもかかわらず、コカコーラ社はグローバルな地位を持っているために世界全体として統一されたエコロジー的かつ社会的な活動を要求されたのである。

このような事例から西側企業が発展途上国で活動するさいに緊張関係を孕んだ領域に身を置いていることが明らかになる。非政府組織も世論も、グローバルに行動する企業が一般的に承認されている価値を支持しかつ保持することを期待するから、発展途上国やBOPにおいてCSR戦略を実行するには、環境や社会福祉に関するグローバルな基準を作成し、それを維持しチェックすることが不可欠である。同様にそうした基準をとくに社会的な領域で具体化するさいにBOPが置かれている特殊な条件に潜在的かつ/または一時的に合わせることはたいてい完全には避けられない。

そのさい重要な判定規準は局部的な影響関係を視野に入れているかどうかということである。たとえばユニセフのある研究が(vgl. UNICEF 1997,S. 60)、本来善意で行なった児童労働の廃止によって未成年者が突然職場を失ったために、売春や重労働や少年犯罪といったより有害で危険な「仕事」に手を出すことになっていると報告している。したがって、こうした影響関係は新たな環境基準や社会基準を確立し実行する前にできるだけ専門家と相談しながら突き止められておかれて、ネガティブな影響を暫定的解決や計画の統一によって避けなければならない。さらに高い環境基準や社会基準はたいてい環境意識と社会意識がすでに存在していることを前提としてのみ実現されうる。しかし、BOPの文化圏ではたいてい環境の重要性はまだ十分に意識されていない(vgl.hierzu am Beispiel Togo:Atchon 2003,S.252-254)。従って、従業員は、なぜ原材料を――(おそらく)有り余るほど存在しているのに――節約し計画的に使用しなければならないのかほとんど理解できない。したがって、先進工業国の企業がCSR活動をするさいには、その中に資源を大切に使い生産方法の自然に対する有害な影響を理解し住民に環境意識をもとから芽生えさせることが含まれる。

4.3 CSRの具体化における第三者の重要性

初めてBOPを支援する活動に従事する西側企業にとってはとくに、CSR基準の立案と実行は実際にどのように行なわれるべきかが問題となる。こうした問題を考える場合には、関係する第三者――とくに非政府組織――との協力が有利であるとされている。非政府組織は地域の事情に関する知識をもっており、それを使って有益な提案・背景事情・住民や関係機関との接触をサポートしてくれるからである(vgl. LaFrance und Lehmann 2005,S.218)。

さらに非政府組織が擬似的に企業にとってのステイクホルダーとして、期待を膨らませ貧困層の利害関心を代弁することができる限りにおいて、非政府組織との協力は有

意義である。企業がそうした非政府組織と対話を試み、その要求に積極的に耳を傾けることを怠るならば、先に述べたコカコーラの事例のように、メディアにおけるネガティブな反響や製品ボイコットを招き寄せることになるだろう。この意味において、非政府組織を CSR の計画実行プロセスに組み入れることは経営上のリスクマネジメントの視点からも有益である。さらに独立した非政府組織との協力によって特殊な CSR プロジェクトを展開する上でしばしばそのような計画の一般的な信頼度が高められうるのである。

とにかく、西側企業にはますます直接的な生産・製品の使用とゴミ処理に対する責任が要求されるだけでなく、それに供給ライン全体にわたって基準をチェックし監督することが付け加わる (vgl. Phillips und Caldwell 2005)。こうしたことは先進工業国では組織と業界内取決めが確立しているおかげで可能になっているとすれば、発展途上国における一連の価値創造行動にわたって社会的・エコロジー的に見て決定的に重要なあらゆる領域をコントロールすることは一企業にとって組織的にも経済的にもきわめて厄介な仮題である。それでも、とりわけ多国籍企業は、第三者と相互に補完し合いつつ協力することによってその企業固有の関わりを供給プロセスの中に確立し監視し、少なくともその限りにおいてその企業が影響を及ぼせる範囲内で住民の福祉とその地域の環境の保持に関与することはできるだろう (vgl.o.A. 2005,S. 2)。

5. 展望

近年の国際的な発展支援から見て取れるように、第三世界における西側企業の CSR 活動に関しては、地域住民に対する善意の「施し」から持続性を基礎とした構想へとパラダイム変換が生じている。このことは何よりもまず、気前よくばら撒くことは発展途上国の住民のある集団の生活保護には確かに短期的な効果を持ちはあるが、長期的には実りある解決にはならないし、それどころか非建設的な作用を及ぼす可能性がある (Banae und Yandell 2006) という認識のうちに根拠を持っている。というのは、商品やサービスを無料で提供することは自ら機能する産業部門の育成を妨げかつ/あるいは既存の産業にネガティブに作用するからである。この意味において西側企業の CSR 活動の焦点は、地域環境の影響関係を詳しく分析して、職業訓練制度や生産制度に順応する視点を最貧困層に開く持続可能な経済構造の創出に貢献することである。

それに加えて、この論考で追及してきた BOP アプローチと CSR 構想との概念的な結び付きは革新的な仕方で、企業の社会的責任・企業による貧困克服・世代内的な正義という問題領域で新たな考え方を切り開く。まさに BOP と CSR の結びつきによって、考えられうる行動の糸口が多様であるとともに、西側企業が真面目に BOP にお

ける社会的責任を理解し経営を成功させようとするときに直面しなければならない障害も多様であることが明らかになる。そうするとここにさらに重要な研究分野が現われてくる。たとえば、BOPの貧困克服と状況改善における企業の役割、CSRに対する態度が異なることのもたらす影響、それと関連した順応要求と企業による具体化の可能性、BOPの発展がグローバルな持続的発展に対してもたらす影響などである。

Literaturverzeichnis

- Atchon, K.S. 2003. Nachhaltigkeit und Selbstorganisation im Umweltschutz: Das Entwicklungsprojekt Al-Bè in Lomé/Togo. Dissertation. Philosophische Fakultät der Westfälischen Wilhelms-Universität zu Münster
- Banae, M.E.; Yandell, D. 2006. Development strategies and opportunities: The case of Africa. *Review of Human Factor Studies* 12/01: 114-133
- Blowfield, M.; Frynas, J.G. 2005. Setting new agendas: Critical perspectives on corporate social responsibility in the developing world. *International Affairs* 81/03: 499-513
- Chen, S.; Ravallion, M. 2004. How have the world's poorest fared since the early 1980s? *The World Bank Research Observer* 19/02: 141-169
- Doh, J.P. 2006. Multinational sourcing, sustainable agriculture and alleviation of global poverty. Jain, S.C.; Vachani, S. (Hrsg.). *Multinational corporations and global poverty reduction*. Cheltenham. Edward Elgar Publ.: 235-260
- Habisch, A. 2003. Corporate Citizenship - Gesellschaftliches Engagement von Unternehmen in Deutschland. Berlin et al. Springer
- Hassan, K. 2002: The microfinance revolution and the Grameen Bank experience in Bangladesh. *Financial Markets Institutions & Instruments* 11/03: 205-265
- Henkel KGaA (Hrsg.) 2006. Nachhaltigkeitsbericht 2005. Düsseldorf
- Hills, J.; Welford, R. 2005. Coca-Cola and water in India. *Corporate Social Responsibility and Environmental Management* 12/03: 168-177
- Jenkins, R. 2005. Globalization, corporate social responsibility and poverty. *International Affairs* 81/03: 525-540
- Kanungo, R.N.; Jaeger, A.M. 1990. Introduction - The need for indigenous management in developing countries. Jaeger, A.M.; Kanungo, R.N. (Hrsg.). *Management in developing countries*. London. Routledge 1990: 1-19
- Karnani, A. 2007: Misfortune at the bottom of the pyramid. *Greener Management International* 51: 99-110
- LaFrance, J.; Lehmann, M. 2005. Corporate awakening: Why (some) corporations embrace public private partnerships. *Business Strategy and the Environment* 14/04: 216-229
- Nohlen, D. 1998. Entwicklungsländer. Nohlen, D. (Hrsg.). *Lexikon Dritte Welt*. Hamburg, Rowohlt 1998: 221-223
- o.A. 2005. Think locally; act globally: Developing common codes of conduct for international supply chains. *Business and the Environment* 16/09: 1-3

- Peinado-Vara, E. 2006. Corporate social responsibility in Latin America. *Journal of Corporate Citizenship* 06/21: 61-69
- Phillips, R.; Caldwell, C. B. 2005. Value chain responsibility: A farewell to arm's length. *Business and Society Review* 110/04: 345-370
- Prahalad, C.K. 2005. *The fortune at the bottom of the pyramid*. Upper Saddle River. Wharton School Publ.
- Prahalad, C.K.; Hammond, A. 2002. *What works: serving the poor, profitably*. World Ressource Institute; Markle Foundation (Hrsg.). o.O.
- Prahalad, C.K.; Hart, S.L. 2002. The fortune at the bottom of the pyramid. *strategy + business* 08/26: 54-67
- Prahalad, C.K.; Lieberthal, K. 1998. The end of corporate imperialism. *Harvard Business Review* 76/04: 69-79
- Ramharos, M. 2005. Managing HIV/AIDS at Eskom. *Journal of Corporate Citizenship* 05/18: 25-28
- Sachs, J.D. 2005. *The end of poverty - Economic possibilities for our time*. New York. The Penguin Press
- Schneider, F.; Klinglmair, R. 2004. *Shadow economies around the world: What do we know?* Working Paper Nr. 0403. Linz. Department of Economics. Johannes Kepler University
- Schrader, U. 2003. *Corporate Citizenship - Die Unternehmung als guter Bürger?* Berlin. Logos
- Schrage, E.J.; Ewing, A.P. 2005. The cocoa industry and child labour. *Journal of Corporate Citizenship* 05/18: 99-112
- Steinmann, H.; Löhr, A. 2002. *Unternehmensethik - Zur Geschichte eines ungeliebten Kindes der Betriebswirtschaftslehre*. Gaugler, E.; Köhler, R. (Hrsg.): *Entwicklung der Betriebswirtschaftslehre*. Stuttgart. Schäffer-Poeschel: 509-535
- The World Bank (Hrsg.) 2004. *World development report 2005*. Washington D.C.
- The World Bank (Hrsg.) 2005. *World development indicators 2005*. Washington D.C.
- Todaro, M.P.; Smith, S.C. 2006. *Economic development*, 9. Aufl. Harlow. Pearson Addison-Wesley
- UN (Hrsg.) 2005. *World population prospects - The 2004 revision - Highlights*. New York
- UNICEF (Hrsg.) 1997. *The state of the world's children 1997*. Oxford et al. Oxford University Press
- WBCSD (Hrsg.) 2000. *Corporate social responsibility: Making good business sense*. Genf
- WBCSD (Hrsg.) 2004. *Doing business with the poor - A field guide*. Genf
- WRI (Hrsg.) 2003: *What works: ITC's e-choupal and profitable rural transformation*. o.O.

Erschienen in:

Martin Müller, Stefan Schaltegger (Hrsg.): *Corporate Social Responsibility - Trend oder Modeerscheinung?* oekom verlag München, 2008, S. 79-93

www.oekom.de

ISBN-10: 3865810535

ISBN-13: 9783865810533

Dipl.-Kfm. Rüdiger Hahn und Dipl.-Kff. Carolina Grünschloß,
beide

Lehrstuhl für Betriebswirtschaftslehre,
insbes. Produktionswirtschaft und Umweltökonomie
Wirtschaftswissenschaftliche Fakultät
Heinrich-Heine-Universität Düsseldorf

© R.H./C.G., 07.02.07

(高畑祐人 訳)

ドイツにおける企業倫理 —分析と傾向—

田中美紀子
(マールブルク大学)

はじめに

アリストテレスの分類によると、倫理学、政治学、経済学は相互に関係しながら、ともに実践哲学に属するものであった。近代においてはこれらは三つの学問分野に分かれた。今日企業倫理は、応用倫理学の中の一つの分野とみなされているのであるが、アメリカ合衆国のほとんどの総合大学やビジネス・スクールで、企業倫理が経済学や経営学の重要な一科目として認められているのに反し、ドイツや日本の大学の経済学部では、企業倫理はまだ確固とした地位を占めているとは言えない。しかしここ数年来、ドイツにおいても企業倫理学研究所が設立されたり、企業倫理に関する学術雑誌が刊行され始めた¹⁾。ドイツ哲学会には経済倫理に関するフォーラム (Forum Wirtschaftsethik der Deutschen Gesellschaft für Philosophie) が設けられている。

このように、企業倫理に関する興味が増大しているのは事実である。ペーター・コスロウスキーによると、ますます発達する経済と技術の分野での我々の行動が、「意図されなかった副作用」をも増大させ、この副作用が、企業倫理が扱う「問題」となるだけではなく、企業倫理への関心が高まった「原因」でもあるというのである²⁾。具体的に見ると、1989年に東西ベルリンを隔ていた壁が崩壊した後、翌年にドイツ統一が実現し、その後ソビエト連邦の分裂が進み、ヨーロッパ統一連合 (EU) が拡大されるに従って、グローバル化が急テンポで進行し、世界経済の構図は確実に変化している。社会的、経済的、そして科学技術的発達に伴い、諸国間における経済的不平等の拡大、異種の文化間あるいは宗教間の衝突、環境破壊、地球の温暖化などの諸問題が必然的に起こってくるのであり、このような問題に対処するためには、地球的視野に立った総合的な考察がますます必要となるだろう。だから応用倫理学の分野としての環境倫理学、技術者倫理学、そして企業倫理学は、現代社会の変遷にあわせて、政治、経済、技術等の多岐に渡り、哲学的思考を行なうことを自己に課すべきである。

ドイツ国内の事情に目を向けると、東西ドイツ統一後、90年代後半以降、失業率は常に10%以上になり、2005年には13%にまで上昇した。特に1998年以降現在ま

で、毎年旧東ドイツでの失業率は西側の約二倍に及んでいる。例えば2006年の全ドイツの失業率は12%であったが、旧西ドイツだけの失業率が10,2%であるのに対し、旧東ドイツでは19,2%に昇った。また東側では、同じ仕事に対する賃金も西側よりも低く、東西の格差がいまだに見られる。さらに2002年のユーロ通貨導入以降、物価は上昇し、国民の間での貧富の差が拡大しているのは否めない事実である。

最近ドイツで問題になったのは、累積黒字を計上する企業が、人件費削減のために工場を東ヨーロッパや中国に移転させ、ドイツ国内の何千という被雇用者を解雇したり、また赤字を抱える企業のトップマネージャーが十億から数十億円に及ぶ年収や報酬金を獲得したことであり、似たようなことは頻繁に見られる。失業手当や社会保障を受けながら苦しい生活を強いられる庶民と、何億円もの年収を稼ぐ会社役員の間での生活の隔たりは、間違いなく拡大している。政治家の中には、企業のトップマネージャーの年収の最高限度額を規定すべきだという提案をなす者もあるが、メルケル首相はそのような意見に対して消極的である。また東ヨーロッパやアジアなどから外国人が入国し、無許可で労働につき、賃金のダンピングが進み、ドイツ人労働者が危機感を感じているのも大きな問題である。普通の市民のドイツ経済に対する不安と不満が増大していることは否めない。このような経済状況の変化に従い、ドイツの家庭や社会の中にも変化が見られる。親が失業手当や社会保障を受けているので朝食を取ることさえもできずに学校に行く「貧しい」子供たちが急増しているのである。ドイツはヨーロッパの中でも最も豊かな国の一つであるのに、社会の中で貧困層の占める割合が増加しているのである。90年代以降、いわゆるネオナチズムが台頭して外国人排斥を唱え、特に旧東ドイツの若年層に支持者を増やしているのは、彼らの不満と鬱憤、将来に対する展望のなさが大きな原因である。つまり、経済的問題が、社会や政治にも悪影響を及ぼしているのである。現代社会の抱える諸問題に直面して、哲学者、社会学者、経済学者そして企業自体が模索しているというのが現在の状況である。以下において、まずドイツにおける企業倫理学の意義を確認し、次に研究者のアプローチを幾つか紹介したい。最後に、国連が提唱するグローバル・コンパクト（GC）の原則、日本の経団連の企業憲章、ドイツの企業が独自に設けている内部規範に簡単に言及し、現在社会において企業に求められている社会的責任と企業倫理が課題とすべき問題をまとめた。

1. 企業倫理学とは何か

現在、ドイツでは Wirtschaftsethik（経済倫理）と Unternehmensethik（企業倫理）という用語がビジネス・エシックスにあてられている。経済倫理学は、広い意味でのビジネス・エシックスであるが、企業倫理学は、ビジネス・エシックスの範囲内で、特に企業の「行為倫理」（Handlungsethik）の研究に重点を置いている。つまり、経

済倫理学は概して、理論的考察をもとにして、経済学、社会学、倫理学の相互関係を体系的にとらえようとするのであるが、企業倫理学は、企業が経営という実践を通して、企業内と企業外で倫理的問題をどのように扱うかという問いを検討する。後者の意味ではビジネス・エシックスは、「企業家」倫理学あるいは「経営者」倫理学と同一化されることになる。行為する主体としての企業家は、被雇用者とその家族の幸福だけではなく、社会とその構成員の安全と幸福に対しても責任を負うのである。

2007年に筆者は、日本哲学会学会において、アメリカの代表的企業倫理学者のノーマン・E・ボウイの著書である“Business Ethics. A Kantian Perspective”『カントの視点から見た企業倫理』（Blackwell, Oxford 1999年）について口頭発表を行なった。彼は、カントの定言命法を企業倫理に応用し、行為規範としてのア・プリオリな原理を確立しようと試みる。すなわち彼は、定言命法の三つの方式を経済学・経営学の実践に当てはめて、その有効性を検討し、ステイクホルダー（広い意味での利害共有体）を目的そのものである人格として尊重し、会社とそれを囲む社会共同体を道徳的共同体とみなすことを提案する。各自が定言命法を遵守し、それに従って行動するならば、経済の発展と人類の繁栄が増進され、カントが『永遠平和のために』で唱えた世界市民主義の理想に、我々の世界が近づくことができる、と彼は説く。しかし、カント倫理学の骨格をなす定言命法を企業倫理に応用し、人格を尊重し、人間を目的自体として扱うことを強調するボウイの主張は、ドイツでは余り賛同者を得ていない。イデーとしての「人間の尊厳」や「人格」という概念は、確かに倫理学の基礎的概念ではあるが、現代ドイツの企業倫理学においては、中心的概念ではない。なぜなら、そこには現実的意義が欠けているからである。それに反し、ドイツ企業倫理学の根本原理をなす概念は、「連帯」（Solidarität）と「責任」（Verantwortung）である。「連帯」という用語は、東西ドイツ統一後の東西間の経済力の格差を是正するための経済政策の適用の理由付けの際にいつも聞かれる言葉である。「責任」という概念は、ハンス・ヨナスの著書『責任という原理』（“Das Prinzip Verantwortung“, 1984年）刊行後、環境倫理、企業倫理、技術者倫理などで、頻繁に用いられることになったのであるが、その核心にある考えは次の通りである。すなわち、我々は現在に生きているのであるが、自分と自分の回りの人間や自然だけではなく、次の世代、またその次の世代が向かい合う人間と自然にも責任があるということである。つまり、個人としての人間が、まだ見ぬ子孫、ひいては人類全体を視野に入れて、生活環境と自然環境を保護し、改善して次の世代に引き継いでゆくことに「責任」を感じ、自然と人間の共生を目指していくことを「義務」として受容し、その遂行を目指すことが重要なのである。企業が利潤追求に走り、自分の利益だけを考えるならば、全体としての人間の生活状況は悪化するばかりであり、地球の限られた資源はすぐに底を突くことになるだろう。この「責任」という概念は、道徳的意義を持つのは確かだが、同時に、長い目で見れば

子孫の繁栄を目的としているので、カントに言わせると、功利的意義を持つことになるだろう。カントは、自然を維持し、環境を保護することには興味がなかったし（もちろん、当時は環境破壊や地球の危機は、まだ問題にならなかったのであるが）、人類の繁栄を願望したわけでもない。彼の歴史哲学及び道徳哲学に関する諸著作から明瞭に読み取れるように、彼にとって人類の存続は、それ自体が重要なのではなく、個人の短い人生においては達成され得ない道徳の完全化に、類としての人間が近づいていくことが重要なのであり、そのために、人類の存続が前提されるにすぎないのである。カントのいう「絶対的義務」は、理性の道徳的法則に従い、その前にひざまづくことであり、自然を尊重したり、自然の前にひざまづくことではない。

2. 企業倫理に関する様々なアプローチ

以下において、ヴァルター・Ch. ツィンマリとミヒャエル・アースレンダーによる分類を参考にし、ドイツ語圏、すなわちドイツ及びスイスの研究者の企業倫理に関する研究を紹介し、その傾向をまとめた³⁾。

(1) 規範理論的アプローチ (Karl Homann カール・ホーマン)

カール・ホーマンは、哲学、独文学、カトリック神学、国民経済学を専攻し、私立の Witten/Herdecke 大学で経済学教授を務めたあと、1990年から1999年までアイヒシュテットのカトリック大学の経済学部で、ドイツでは初めて設けられた経済倫理学・経営倫理学の教授に任命された。1999年以降はミュンヘン大学で経済倫理学を教えている。彼とクリストフ・リュトッゲの共著の『経済倫理学入門』によると、人間は homo oeconomicus として捉えられるのであるが、経済学が問題として扱うのは、人間そのものではなく、人間が経済的活動をなす場合の状況分析であるという (ebd., S.81)。ホーマンは、いわゆる「囚人のジレンマ」を例にあげ、市場経済において戦略とモラルが拮抗する状態を説明し、人間（あるいは企業）が自己利益を追求することだけを考えるならば、市場は全体として結局損をするという理論を提唱する。下記の表では、犯罪を犯した二人組みの容疑者が逮捕され、別々に取調べを受けて、両者の反応を四つの場合に分けて想定している。二人は共に顔を合わすことがなく、意志伝達の道も閉ざされている。彼らの犯した犯罪は十年の懲役刑を受けるのに相当するが、警官は両者に容疑を認めることを促し、そうすれば刑は八年に減刑されると言う。両者とも黙秘あるいは否認すれば、それぞれ二年の刑に処される。一人の容疑者が他の容疑者に不利な証言をすれば、その報いとして前者は釈放され、後者は最高刑にあたる十年の刑を受けるというのがルールである。各自が自己の利益だけを考え、他者を裏切るなら、一方は得をし、他方は大損をすることになるが、両者あわせると十年

の懲役刑となる。両者が警察官に協力的になり、容疑を認めるならば、各自が八年の刑を受けるが、両者あわせて十六年の刑を受け、全体として見れば先の場合よりも重い刑となる。だが、両者が非協力的になれば、各自二年の刑を受け、全体で四年の刑で済む。つまり、非協力的な行動が、全体としては最も有効な結果をもたらすことになるというのである。ホーマンの研究は、様々な市場のルールモデルと、その適用がもたらすと予想される結果の関係に重点が置かれており、その際の倫理観が直面するジレンマを浮き彫りにするのである。例えば、市場経済において、ある会社が、競争相手の会社と製品の価格競争をする際、相手の戦略と行動を予想し、自社の利益追求のために相手と協同するか、裏切るかを、市場全体の利益とモラルを考慮しながら考える場合にこのモデルが適用される。

「囚人のジレンマ」 Homann/Blome-Drees: Wirtschafts- und Unternehmensethik, S.30.

		容疑者 B	容疑者 B
		否認	容認
容疑者 A	否認	A、B両者とも2年の懲役	Aは10年の懲役、Bは釈放
容疑者 A	容認	Aは釈放、Bは10年の懲役	A、B両者とも8年の懲役

（2）討議倫理的アプローチ（Peter Ulrich ペーター・ウーリッヒ）

ペーター・ウーリッヒは1948年スイスのベルン市生。1984年から1987年までヴッパータール大学経営学教授、1987年からスイスのザンクトガレン大学企業倫理学教授。1989年、ザンクトガレン大学ビジネス倫理研究所を創設し、所長を務めている。ウーリッヒは、アリストテレスの言う homo oeconomicus を理性を備えた人間と見なすが、近代においては、進歩重視、利潤追求の経済活動により、経済的理性（ökonomische Vernunft）が人間に失われているので、それも取り戻すためには哲学的思考が必要であると言う。彼は、「神の見えざる手」により市場経済が均衡を保つというアダム・スミスのストア的自然的な考え方とカント的な理性倫理（Vernunftethik）の折衷を目指し、カール・オットー・アーペルの影響により、経済活動における討議理論（ディスクール）の効用と必要性を主張しながら、企業は社会のコンセンサスを重視すべきだとし、功利的倫理学から Kommunikative Ethik（コミュニケーション的倫理学）への方向転換を提言する⁴⁾。この転換を彼は、「実践哲学的変換」と名づけている。彼の理論の中で特徴的なのは、人権・市民権を三つのカテゴリーに分け、人格的権利と政治的権利と並んで経済的市民権（Wirtschaftsbürgerrechte）という権利に独自のカテゴリーを与えたことである。これは既存の基本的人権を基盤にしなが、経済に

依存する人権・生活権に焦点をあてたものと考えられる。つまり、あらゆる人間は、人間として経済面で平等に扱われ、基本的な人間の生活を送る権利があるというのである。具体的には、国家の保護の下、すべて人は、十分な食糧、水などの供給を受け、快適に生活する権利を有するということを意味する。

Kategorie von Menschen- und Bürgerrechten (人権、市民権のカテゴリー)	Dimension moralischer Gleichheit (道徳的平等の次元)	Korrespondierende Dimension der wohlgeordneten Gesellschaft (均整のとれた社会に対応する次元)
(a) Persönlichkeitsrechte (Freiheits-, Abwehr- und Zugehörigkeitsrechte) 人格的権利 (自由権、拒否権、所属権)	private Autonomie und selbstbestimmte kulturelle Zugehörigkeit 私的自律と自己決定による文化的所属	Liberaler Rechtsstaat 自由な法的社会
(b) Staatsbürgerrechte (politische Teilnahmerechte) 国民権 (政治的参加権)	politische Partizipation an der Res publica 公共社会への政治的参加権	Demokratie 民主主義
(c) Wirtschaftsbürgerrechte (sozialökonomische Existenz- und Teilhaberechte) 経済市民権 (社会経済的存在権利と参加権)	Sozialökonomische Existenzgrundlagen und Lebensbedingungen 社会経済的生存基盤と生活条件	Sozialstaat 社会国家

P. Ulrich: „Integrative Wirtschaftsethik. Grundlage einer lebensdienlichen Ökonomie“, S.246, Abb.12: Kategorien von Menschen- und Bürgerrechten.

(3) カトリック教社会倫理的アプローチ (Oswald von Nell-Breuning, オスヴァルト・フォン・ネル・ブロイニング)

オスヴァルト・フォン・ネル・ブロイニングは1890年トリアー生まれ、1991年フランクフルト没。彼はもともとカトリックの神父であった。1928年以降フランクフルトのザンクト・ゲオルゲン (St. Georgen) 哲学神学大学の倫理学、道徳神学、キリスト教社会理論の教授を務めた。彼はキリスト教社会論の中で、人格の重視、連帯性、助成説 (国家は個人・団体に対して助成的機能を果たす義務があるという説) を説き、これらのキリスト教的原理を社会に生かすことを提唱した。戦後、1948年から1965年まで経済大臣のよとの学識者顧問会 (Wissenschaftliche Beirat) の委員を務めた。そのころ彼は経済の専門家たちに囲まれ、経済学に対する知識を身につけた。嘱託講師を経て、1956年からはフランクフルト大学の経済哲学の教授についた。彼の思想の根本にあるのは、個人と共同体、自由と責任という相対概念のバランスをいかに取るかということである。

(4) ネオアリストテレス的アプローチ (Peter Koslowski ペーター・コスロウスキー)
ペーター・コスロウスキーは1952年ゲッチンゲン生まれ。哲学、国民経済学専攻、1985年から1987年までヴィッテン - ヘアデッケ大学の基礎研究所所長、1987年から2001年までハノーファー哲学研究所所長、オックスフォード大学、一ツ橋大学客員教授などを経て、現在アムステルダム大学哲学教授。彼によると、経済的行動は、他の分野における行動と同様に、善良であり道徳的に正しい生活のイデーにかなっていないなければならない。企業倫理は倫理的経済学の規範的部分をなし、社会における倫理的・文化的な様々な立場に関するものであり、経済活動すなわち人間の経済的行動を統御する道徳的規範の設定をその役目として認識するのである。このように、コスロウスキーはアリストテレスの分類にならい、倫理学、政治学、経済学を総括した実践的学問の構築を目指していると言える。

(5) 社会責任論的アプローチ (Josef Wieland ヨゼフ・ヴィーラント)⁵⁾
ヨゼフ・ヴィーラントは1951年ノルトライン・ヴェストファーレン州ベードブルク生まれ。ヴッパータールで哲学、経済学専攻。1990年から1995年までミュンスター大学で企業倫理を研究。1995年ヴィッテン・ヘアデッケ大学で国民経済学 (Volkswirtschaftslehre) の教授資格取得。1995年以降コンスタンツ大学経済学・社会学部経済・企業倫理学科教授。コンスタンツ大学価値管理研究所 (Konstanz Institut für WerteManagement) 創設。企業倫理学センター (Zentrum für Wirtschaftsethik GmbH) 所長。彼は、アメリカの経済学者ミルトン・フリーマンによって提唱されたステイクホルダー理論を継承し、ドイツで精力的に展開している。ステイクホルダーとは、もともとストックホルダー (株主) に対して考え出された造語であり、利害関係者や利益共有体を意味する。そこには企業経営者や株主だけではなく、被雇用者、金融機関、消費者など、企業と経済的利害関係にあるあらゆる人間あるいは機関が含まれる。ヴィーラントによると、経済的主体としての企業は、利潤を追求し、企業の持続可能を第一の目標とするのであるが、ステイクホルダーとしての企業はまた、社会の構成員、すなわち企業市民 (Corpotate Citizenship) として社会や環境などの持続⁶⁾にも責任 (いわゆる CSR: Corporate Social Responsibility 「企業の社会的責任」) を持つべきであり、そのためには社会的規範や企業倫理を確立し、遵守しなければならないという。彼は企業市民 (Corpotate Citizenship) という概念は、グローバル化の進行に伴って出現したと考えて⁷⁾、ヨーロッパの企業も持続可能な社会を実現するためには、環境や労働問題などについて積極的に取り組むべきだと述べる。ヴィーラントまた、企業内での権力集中や不正行為を防止するために、アメリカ的な「企業統治」 (Corporate Governance) の有効性と必然性を強調し、ドイツにおいても企業の内部管理制度を整えることを提唱する。近年日本でも企業の社

会的責任や企業統治について議論が活発になり、大手の企業では社会的業績としてCSR活動を積極的に進めて、その姿勢と結果を公開しているし、企業統治については透明性が求められている。

3. 企業の行動規範

(1) 国連が提唱するグローバル・コンパクト (GC)

1999年1月に、当時のコフィー・アナン国連事務総長が「人権」、「労働基準」、「環境」に関する原則を「グローバル・コンパクト」(Global Compact)として提唱し、世界中の企業・団体に、この国際的なイニシアチブであるグローバル・コンパクトへの参加を促した。グローバル・コンパクトは、強制力は持たないが、各企業に対して、それぞれの影響力の及ぶ範囲内で、人権、労働基準、環境に関して、国際的に認められた規範を支持し、遵守し、実践するよう要請している。グローバル・コンパクトは2000年7月にニューヨークの国連本部で正式に発足し、2004年には「腐敗防止」に関する原則が追加され、現在十原則からなっている。グローバル・コンパクトは企業に企業市民(Corporate Citizenship)としての責任を自覚させ、持続的で包括的なグローバル経済に貢献することを求めているのである。2004年4月の統計では、世界のあらゆる地域から1300以上の企業、国際労働団体、市民社会の組織がこのグローバル・コンパクトに賛同し、参加している。グローバル・コンパクトの内容をまとめると次の通りである⁸⁾。

	国連のグローバル・コンパクトの内容
人権	原則1. 企業は、その影響の及ぶ範囲内で国際的に宣言されている人権の擁護を支持し、尊重する。 原則2. 人権侵害に加担しない
労働	原則3. 企業は、組合結成の自由と団体交渉の権利を実効あるものにする。 原則4. あらゆる形態の強制労働を排除する。 原則5. 児童労働を実効的に廃止する。 原則6. 雇用と職業に関する差別を撤廃する。
環境	原則7. 企業は、環境問題の予防的なアプローチを支持する。 原則8. 環境に関して一層の責任を担うためのイニシアチブをとる。 原則9. 環境にやさしい技術の開発と普及を促進する。
腐敗防止	原則10. 企業は、強要と賄賂を含むあらゆる形態の腐敗を防止するために取り組む。

(2) 日経連の企業行動憲章

日本では日本経済団体連合会が、1991年に「企業行動憲章」を制定した(2004年5月改訂)。その序文には、グローバル化が進展するにつれて、児童労働・強制労働を含む人権問題や貧困問題などが生じる事態を懸念し、「企業の社会的責任」(CSR:

Corporate Social Responsibility) を明示し、「ステークホルダーとの対話を重ねつつ社会的責任を果たすことにより、社会における存在意義を高めていかねばならない」とし、「地域社会の発展への寄与、社会貢献活動や環境保全への積極的取り組みなど」を目標に掲げている。「その際、法令遵守が社会的責任の基本であることを再認識する必要がある」と明言している。以下に示す「企業行動憲章」⁹⁾の内容を見ると、法令遵守（コンプライアンス、compliance）、人権尊重、環境保護、企業市民としての社会的責任などの概念が盛り込まれているのが、瞭然である。

企業行動憲章—社会の信頼と共感を得るために—

(社) 日本経済団体連合会
1991年9月14日「経団連企業行動憲章」制定
1996年12月17日同憲章改定
2002年10月15日「企業行動憲章」へ改定
2004年5月18日同憲章改定

企業は、公正な競争を通じて利潤を追求するという経済的主体であると同時に、広く社会にとって有用な存在でなければならない。そのため企業は、次の10原則に基づき、国の内外を問わず、人権を尊重し、関係法令、国際ルールおよびその精神を遵守するとともに、社会的良識をもって、持続可能な社会の創造に向けて自主的に行動する。

1. 社会的に有用な製品・サービスを安全性や個人情報・顧客情報の保護に十分配慮して開発、提供し、消費者・顧客の満足と信頼を獲得する。
2. 公正、透明、自由な競争ならびに適正な取引を行う。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保つ。
3. 株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示する。
4. 従業員の多様性、人格、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保し、ゆとりと豊かさを実現する。
5. 環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、自主的、積極的に行動する。
6. 「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動を行う。
7. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する。
8. 国際的な事業活動においては、国際ルールや現地の法律の遵守はもとより、現地の文化や慣習を尊重し、その発展に貢献する経営を行う。
9. 経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、社内に徹底するとともに、グループ企業や取引先に周知させる。また、社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制の整備を行うとともに、企業倫理の徹底を図る。
10. 本憲章に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を内外に明らかにし、原因究明、再発防止に努める。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行う。

(3) ドイツ企業の行動規範 -BMW を例として

BMW社のインターネット上のホーム・ページ (<http://www.bmwgroup.com>) を見ると、会社概要、製品などの項目と並んで „Verantwortung “責任” という項目が独自に設けられていて、同社が、国際労働機関 (ILO: International Labour Organization)

の規定に従い、環境保護や労働基準を定めていることが明示されている（「BMWグループにおける人権と労働条件に関する共同宣言」 Gemeinsame Erklärung der Menschenrechte und Arbeitsbedingungen in der BMW Group を参照）。ドイツでは2002年2月にはじめて Corporate Governance Codex がまとめられたが、BMWは同年12月にそれにならな独自の Corporate Governance Codex を制定し、インターネット上の同社のホーム・ページで公開している。フォルクス・ワーゲン社のホーム・ページ (<http://www.volkswagenag.com>) を見ると „Nachhaltigkeit und Verantwortung “[「持続性と責任」]という項目はすぐに見つかるのだが、そこでは環境保護に留意した製品を製造することが中心的に述べられているに過ぎない。2007年のクリスマス直前に、BMWは約8千人の被雇用者（主に派遣社員）を2008年度内に解雇することを発表した¹⁰⁾、会社が経営不振に陥っているというのではない。BMWは、2007年には年度の黒字額の最高記録を更新する勢いである。ユーロ高ドル安のために米国への輸出が伸び悩んでいるのは事実だが、この大量解雇は、株主への配当金を上げるために、人件費を削減しようという意図がある、と報道された。また2008年1月には、携帯電話の世界市場で約40%のシェアを誇るフィンランドの Nokia 社が、ドイツのポッホムにある工場を同年の半ばまでに閉鎖し、約2,300人の従業員を解雇すると発表した。労働賃金の安いルーマニアにある工場に、製造を委託するという。同社の第四四半期の純利益が、72億ユーロに達するにもかかわらずである¹¹⁾。同年2月には、ドイチェ・ポスト（Deutsche Post）の頂点にあるシェフが、約一千万ユーロの所得・財産をリヒテンシュタインの財団に隠し、百万ユーロの脱税の容疑で、検察の家宅捜査と事情聴取を受けた後、自ら職を退いた¹²⁾。企業のモラルと社会的責任を声高となえる企業倫理学は、机上の空論に終わることなく、実践に応用されなければならないが、現実には理想といつも同じではない。企業側の意識革命が、まず必要とされるであろう。

終わりに

企業倫理の根本的な問いは、経済的合理主義や功利主義が、人間の倫理的理性とどのような関係を持つかということであろう。私的な自己利益と、公的な人類の福祉と繁栄の対立は、公正な理性によって解決されねばならない。企業が利潤追求に終始するだけで、社会とその構成員に対して社会的責任及び倫理的義務を自覚し実践しないならば、社会は長期的に見れば、経済的にも倫理的にも破綻するだろう。ペーター・コスロウスキーが言うように、倫理学と経済学は同一の対象を扱っている。つまり行為する主体としての人間と、理性に基づいて行なわれる行為自体の間の関係を考察分析し、調整することである¹³⁾。この意味では、倫理学と経済学は、相互に密接した関係

を持つと言える。我々は、自由で公正な社会を建設することを目標とし、哲学者、経済学者、企業、市民社会が総合的に連帯しながら、企業倫理を確立して行かねばならないのである。

参考文献

- Bowie, Norman E.: Business Ethics. A Kantian Perspective, Blackwell, Oxford 1999.
- Frankfurter Allgemeine Zeitung.
- Habisch, André: Corporate Citizenship, Springer, Katholische Universität Eichstätt-Ingolstadt 2003.
- Homann, Karl / Blome-Drees, Franz: Wirtschafts- und Unternehmensethik, Vandenhoeck & Ruprecht, Göttingen 1992.
- Homann, Karl / Lütge, Christoph: Einführung in die Wirtschaftsethik, LIT, Münster 20052.
- <http://www.bmwgroup.com>
- <http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/cgcb/tebiki.pdf>
- http://www.sozialpolitik-aktuell.de/tabellen_arbeitsmarkt.shtml (Duisburg/Essen 大学社会学科が収集したデータ)
- http://www.unic.or.jp/globalcomp/glo_02.htm
- <http://www.volkswagenag.com>
- Hütte, Johannes: Unternehmensethik als Synthese aus Ethik und Ökonomik, Rainer Hamp Verlag, München und Mering 2002.
- Koslowski, Peter: Prinzipien der Ethischen Ökonomie. Grundlegung der Wirtschaftsethik und der auf die Ökonomie bezogenen Ethik. Mohr, Tübingen 1988.
- Koslowski (Hg.): Neuere Entwicklungen in der Wirtschaftsethik und Wirtschaftsphilosophie. Springer, Berlin. Heidelberg, New York et al. 1992.
- Lenk, Hans / Maring Matthias (Hg.): Wirtschaft und Ethik, Reclam, Stuttgart 1992.
- Lenk / Maring (Hg.): Technikethik und Wirtschaft Ethik, Leske & Budrich, Opladen 1998.
- Nell-Breuning, Oswald von: Zur christlichen Gesellschaftslehre. Herder, Freiburg 1947 (zus. mit Hermann Sacher).
- Nell-Breuning: Gerechtigkeit und Freiheit. Grundzüge katholischer Soziallehre, Olzog Verlag, München 1980.
- Nida-Rümelin, Julian (Hg.): Angewandte Ethik. Die Bereichsethiken und ihre theoretische Fundierung. Ein Handbuch, Kroener Verlag, Stuttgart 1996.
- Suchanek, Andreas: Ökonomische Ethik, UTB Stuttgart, 2001.
- Ulrich, Peter: Transformation der ökonomischen Vernunft. Fortschrittsperspektiven der modernen Industriegesellschaft, Haupt Verlag, Bern/Stuttgart/Wien, 1986.
- Ulrich: Integrative Wirtschaftsethik. Grundlage einer lebensdienlichen Ökonomie, Haupt Verlag, Bern/Stuttgart/Wien, 1997.
- Wieland, Josef / Conradi, Walter (Hg.): Corporate Citizenship. Gesellschaftliches Engagement - unternehmerischer Nutzen, Metropolis-Verlag, Marburg 2002.
- Wieland: Ethik der Governance, Metropolis-Verlag, Marburg 1999.

- Wieland (Hg.): Governanceethik im Diskurs, Metropolis-Verlag, Marburg 2004.
- Wieland (Hg.): Die Tugend der Governance, Metropolis-Verlag Marburg 2006.
- Wieland (Hg.): Governanceethik und Diskursethik - ein zwangloser Diskurs, Metropolis-Verlag Marburg 2007.

注

-
- 1) 企業倫理に関する著作シリーズとしては St. Galler Beiträge zur Wirtschaftsethik, hg. vom Institut für Wirtschaftsethik der Universität St. Gallen (Leitung: Prof. Dr. Peter Ulrich), Haupt Verlag, Bern/Stuttgart/Wien と Studien zur Governanceethik, Metropolis-Verlag, Marburg がある。企業倫理に関する雑誌としては、Unternehmensethik, Manager-Magazin-Verl.-Ges., Hamburg 1987- と Zeitschrift für Wirtschafts- und Unternehmensethik, hg. vom Berliner Forum für Wirtschafts- und Unternehmensethik, Hampp, Mering 2000- などがある。
 - 2) Koslowski: Prinzipen der Ethischen Ökonomie, S. 7.
 - 3) Zimmerli/Aßländer: Wirtschaftsethik, in: Nida-Rümelin (Hg.): Angewandte Ethik, S. 290-344, 特に S. 313-324 を参照。
 - 4) Ulrich: Transformation der ökonomischen Vernunft. Fortschrittsperspektiven der modernen Industriegesellschaft.
 - 5) このアプローチはツィンマリ / アースレンダーによる分類には含まれていないほど新しいアプローチである。
 - 6) 「持続性」にあたるドイツ語は Nachhaltigkeit であり、経済・政治全般について議論する場合に頻繁に聞かれる言葉である。
 - 7) Wieland: Corporate Citizenship-Management. Eine Zukunftsaufgabe für die Unternehmen!?, in: Corporate Citizenship, hg. Wieland/Conradi, S. 8-21.
 - 8) http://www.unic.or.jp/globalcomp/glo_02.htm を参照。
 - 9) <http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/cgcb/tebiki.pdf> を参照。
 - 10) 2007年12月22日の Frankfurter Allgemeine Zeitung の記事による。
 - 11) 2008年1月25日の Frankfurter Allgemeine Zeitung の記事による。
 - 12) 2008年2月15、16日の Frankfurter Allgemeine Zeitung の記事による。
 - 13) Koslowski: Prinzipen der Ethischen Ökonomie, S.1.

定言命法と〈道徳の限界〉問題

ラインハルト・ブランド

道徳性の基礎

定言命法には三つの次元における必然性の様相が含まれている。

1. 定言命法は義務の唯一可能な原理である。したがって、そうした原理が存在するならば、それはどうしても定言命法でなければならない。

2. 定言命法は意識あるいは実践理性が自ら生み出した事実である。その事実は究極的な命令権限をもって例外なき遵守を要求する。

3. 定言命法は、理性的存在者から成る道徳的世界という完全に法則的な秩序の理念から生じる構造的な必然性を含んでいる。

必然性のこれら三つの在り方は可能性（唯一可能であること）・現実性（事実）・必然性（観知界）という様相に従って秩序付けられうる。これから一つずつ説明していこう。

1. 『道徳形而上学の基礎づけ』の第一章・第二章（IV 393-445）¹⁾とそれを要約している『実践理性批判』[「第一編・第一章」]の始めの数パラグラフ（V 19-26）とにおいて、定言命法が義務の唯一可能な原理であることが示されている。定言命法に代わる候補は行為の指令を何らかの実質的な対象に基づけているか、あるいはその対象を志向する傾向性に基づけていることになるであろう。対象との関係は認識的な性格を有する。というのは、私が対象を対象として捉えるのが認識に違いないからである。それに対して、主観の規定は快不快の感情に該当する。認識の客観も対象に刺激された主観の感情も義務概念のメルクマールを充足しないことが証明されることによって、義務が——そういうものが存在するとすればだが——位置付けべき審級としては意志だけが残る。『道徳形而上学の基礎づけ』の第一章の冒頭の命題もそれ以上のことを言っていない。「世界のうちにはもちろんそもそも世界の外部においても無制限に善と見なしうるようなものは、善意以外に考えられない」（IV 393,5-7）。唯一思考可能な善意が存在するかどうかは、第三章まで未決定のままである。

客観とそれによって引き起こされる傾向性一般とを排除することが問題なのではな

くて、実質的内容から理性的存在者の行為に関する決定権限を取り去ることが問題であることに注意しよう。それがカント道徳哲学の形式主義であり、その形式主義は形式から必然的な道徳的内容を生み出す理説と結びついているのである。

2. 唯一可能な義務原理が現実的でもあることは推論によっては証明されない。いかなる命題体系もその体系独自の真理を含まないこと、あるいは存在はいかなる述語でもないということは一般的に当てはまる（ガッサンディ、カント）²⁾。この点において存在論のおよびその他の神存在証明は挫折する。カントは『実践理性批判』で合理的形而上学には知られえず経験主義には語れない新しい直証的な *deiktisch* 方法を導入する。いわゆる意識の無条件的な叙知的事実に訴えることが行われ、その事実はずべての（原則的に誤る恐れのある）証明可能性や認識から、すべての修正可能な表象から、人間の全直観と心理学的検証から引き離され、否定しがたく道徳的意識のうちに同定されうるものとして「現実」存在する。それは、『純粹理性批判』の理論的世界認識において空間と時間があらゆる現象の形式として疑いなく直接的に「現実」存在しているのと同じである。その事実と対を成すものとしては、70年代にカントが試みに言っていた「自由意志の知的直観」がある（XVII 467,8 – Refl.4228）。知的直観は存在しないが、道徳法則の事実が道徳界で占める位置は、第一批判「感性論」で感性において形式的な空間－時間直観の事実が占めている位置と厳密に同じである。フィヒテは以下のように言う。「定言命法はカントに従って意識されるのだろうか。意識にとって定言命法とは何であるか。この問いをカントは提起し忘れた。なぜなら、カントはずべての哲学の基盤をどこにも論じていないからである [...]。この意識は明らかに直接的ではあるが、しかし非感性的な意識である。したがって、まさしく私が知的直観と呼ぶものである」³⁾。知的な現実存在はフィヒテが提案するような概念的規定では捉えられない。なぜなら、その意識は唯一のものだからである。その意識は、それに経験的意志が従うようにという拘束性をそれ以上遡れない仕方で表現しているのである。

定言命法のこうした現実存在が徐々に獲得されるべき理論的悟性認識のように段階的に思考されることは（理想的に、カントに従うと）ありえない。それは、空間と時間が段階的に意識されうるのではないのと同じである。いかなる誘惑にも負けないある他人に、なぜ嘘について困った状況から抜け出さないのかと問う人は、他人になぜ空間時間中の対象を認識するのかと問う人に喩えられる。問われた当人は困惑し答えられないだろう。ただし、その人はメタ [超越論的反省の] 地平に立って、どちらの問いも答えられないことを形式ばって複雑に証明しうる批判哲学という道具を用いることはできる。悪魔に意識のこうした事実を伝達することはできない。それは、空間時間直観を持たない存在者に電話で「空間と時間は以下のような性質を持っている [...]」⁴⁾ というように、空間時間直観の論弁的でない性質を伝えることができない

のと同じである。

定言命法の現実存在は派生的な形では法則に対する過つことのない尊敬感情において感じられる。この感情もまた直証的に現実存在することができ、それを直証的に感じ取れない人はいない。

否定もできずかといって証明できない定言命法のこうした事実は、1. では排除されていた意志規定の形式（概念、感情）がもはや排除されないだけでなく、それらの形式が定言命法によってのみ規定されるならば〔意志規定の形式に〕統合されうるということが証明されることによって、その事実の実在的な唯一性を示す。善悪の概念と道德的感情はそのような仕方で定言命法に依存しており、こうして道德性の体系の一部に統合される。定言命法は国家創設と類比的である。国家においても、善悪についての自分自身の判断と自分自身の感情に従う可能性はなくなるのである（Vgl. VI 312,11）。

したがって、必然性は道德法則の鶴の一声のうちに存在し、なぜと何のためにを問う選択の自由を行使する者は、カントによれば、その人がドイツ語のことで困っている場合にのみ許されるのである⁵⁾。

3. 定言命法は叡知界⁶⁾の主権者である理性的存在者に向けられる。自由を心理学から宇宙論に移し変えることで、道德性は理性的存在者であるあらゆる人間の集団的統一の原理になった。それゆえ、この構造的な必然性は、あらゆる人間の行為一般が必然的に両立することを規定するという、完全に個人的事情を越えた内容空虚な法則に内在する論理から生じる。人間にとって義務が問題になりうるあらゆる状況（その場合どうして内容的に限定された行為が除外されようか）は、法則になる資格のある格率によって道德的世界を可能にし、それによって任意の他の理性的存在者のあらゆる義務状況と一致する法則に支配されている。そうした法則は叡知界の憲法として少なくとも二つのことを保証するに違いない。すなわち、実体的な存在者——ここでは人格——とその結合の可能性を破壊しないことの二つである。人格は殺人と自殺によって破壊される。人格の結びつきは嘘によって根本的に破壊される。それゆえどちらも厳しく禁じられる。法則のこうしたきわめてシンプルな規定こそ、カントが自殺と嘘との禁止を繰り返し範例的に引き合いに出す理由である。カントが引き合いに出すのはあくまで自殺と嘘の禁止であって、死なせてしまうことと真でない主張ではない。なぜなら、これらのものはそれ自体として意図されたり意欲されるはずのない事実だからである。人格の共通世界を傷つけないことは、いかなる人格も手段にすぎないだけでなく手段として使用されることを制限する目的でもあるというようにも表現されうる。

ポジティブに言えば、叡知的な「道德界」は他者を相互に手段として使用することを人格が目的であることによって制限するだけでなく補完もするような、そうした法

則によって特徴づけられる。構成員の全員があらゆる行為の目的であり、それゆえ道德界は目的論的に組織されている目的の国であり、内容を有する国なのである。したがって、定言命法が課している全体性はニュートンの法則秩序だけでなく、自然的な有機体の目的秩序をも含んでいるのである⁷⁾。そうしたことがいかに生じるかは、われわれが偶然的存在であることに気づかされる感性界・社会的世界・文化的世界がどのような世界であるかという事情に依存している。ここまでは自由の秩序が、おそらく他の空間-時間形式と動力学的法則とを持った自然界において感性的に触発された理性的存在者にも当てはまる。

三様の必然性をもつ定言命法は自然の法則と対立する自由の法則である。定言命法[道德法則]は自由の認識根拠として機能し、反対に自由は道德法則の存在根拠として機能する(V 4,28-37)。カントは、自然と自由の対立ならびにそれぞれの法則性の対立から生じる平行性テーゼ⁸⁾をさまざまに表現している。しかし、そうした対立的な考え方はカントの実際の意見ではない可能性がある。というのは、カントは一貫して選択意志のさまざまな動機を持つ自由な行為ということ語っているからである。いかにして自然と自由は一つになりうるのか。われわれはここでは問題を指摘するだけにとどめ、解決策を提案することは控えよう。

われわれの解釈が正しいならば、こうした法則的構造は道德界の根本体制であり、その体制は実践的・立法的な理性と同一のことであろう。したがって、定言命法はこうした理性の実現をわれわれに課する。われわれは自己を喪失するという危険な選択肢とともにわれわれ自身の有機的な世界意志という「一般意志」に従属しているのである。

『道徳形而上学』(1797)では事情が異なる。「法論」においても「徳論」においても人間学的事実が重要な役割を果たしており、そうした事実は形而上学(当著作での意味での)において擬似的にアプリオリな地位を有している。例えば、われわれの住処を有限なものにしている地球の丸さとか、人間が男女両性であり結婚する権利とか人間に固有な親権をもっていることとかである⁹⁾。

「法論」ならびに「徳論」にとっては「ウルピアヌスに従った」三つの法義務が不可欠であるが、とくに「誠実な人間であれ」という第一の法義務が重要である。この法義務には「君を他者のたんなる手段にするのではなく、他者にとって同時に目的であれ」(VI 236,20-28)という解説が付いている。人間は道徳的に卓越した立法者であり、その点に(したがって怪しげな生得的性質のうちにはなく)人間の尊厳は見出される。しかし、人間は人格として同時にその人格存在を自ら実現しなければならず、事物として他者の意のままになってはならないという義務を課せられている。他の人間がある人間に対して持つあらゆる法義務は究極的な卓越性に基づいており、その卓越性そのものは一回の犯罪によって失われることはありえない(s.z.B. VI

332,3-10)。

以下においては、まず医療の領域での道德的決定の限界事例を三つ取り上げ、そのあと政治的権利とエコロジーの問題領域に簡潔に言及する。われわれが関心を抱いているのは、[そうした問題領域においても]法則性が優位を持つのかどうか、あるいはカントも時には法則秩序の外部に存する善を引き合いに出す必要はないのかという問題である。

種痘のアポリア

『道徳形而上学』の「徳論」でカントはこう書いている。「種痘を受けようと決心する人はなるほど自分の生命を保存するためにそうするのではあるが、いたずらに自分の生命を危険に晒している。そして、その限りでその人は義務の法則に関して船乗りよりも重大な局面にある。船乗りは自分がその身を任す嵐を少なくとも引き起こしたりしないのに対して、種痘を受ける人は死の危険をもたらす病気を自分から招き入れているからである。したがって種痘は許されるのか」(VI 429、また 436、465；XII 424,3-8)。ここで問題になっているのは生死であり、「徳論」本来の主題である各自が自分で設定する目的ではなく、命じられた行為・禁じられた行為・許された行為である。ところでカントは実践理論家であるから、問いを未解決にしたまま次の議論に移ることができるが、実践的な生活状況の中にいる人間は、種痘を先延ばしすることもたんなる問いに留めておくこともできない。判断中止は理論家には可能であろうが、実践的な生活状況の中にいる人間は判断中止によって、あれかさもなくばこれかを決定する立場に追い込まれる。なぜなら、種痘を先延ばしする人は事実上許可を拒絶したために後になって天然痘に罹るかもしれないからである。そうした状況にドーナ伯爵は追い込まれ、1799年8月28日にカントに手紙を書いて、伯爵の許嫁が天然痘にまだ罹っておらず、自分の家系では19歳の婦人がお産の間に天然痘に罹り手当ての甲斐なく亡くなった前例があるが、許嫁に種痘を受けされるべきかどうか、と尋ねてきた。「私は種痘をうけてもよいと思います。というのは、私は自分が悪い病気に突然罹ってしまったら、やはり自分の生命を危険に晒すことになるからです。どうか道徳法則がなんとやっているか私にお教えてください」(XII 283-284)。人は、カントがその法則倫理（「法則が語ること」）にもとづいてある決定を行うと思うだろうが、実際には極めて興味深いことを言っている。「[...]つまり、政府が種痘を一貫して勧めることです。というのは、種痘はどの個人も避けて通れないからで、つまり許されているからです」(XV972,8-10)。

したがって、問題は法的なものであり、1800年ごろの一般的傾向という意味において積極的に種痘を勧め、それによって自己決定しなければならないという強制から

市民を解放する実定法の対象となる。

カントが組み立てた種痘の事例では、個人は受けるか受けないかの決定を先延ばしできないことによって重荷を負わされている。一方では勝手に生命を危険に晒すなどという命令、他方では道徳的かつ身体的に生命の保存にとって可能なことをせよという命令の板挟みになっている。ドーナ伯爵の書簡は自分自身では解決できないこうしたコンフリクトを表わしており、そこで伯爵は権威ある哲学者に判断を仰いだのである。そして哲学者は伯爵に政府の権威を指摘したのである。カントは、種痘を受けないでいる個人の道徳的負担を軽減する政府のポジティブな決定を想定している。責任の主体は種痘に関する領域での生死を管轄している政府なのであり、許嫁が死んだとしてもドーナ伯爵には何の咎めもないのである。

これまではカント道徳論を前提に考えてきたが、種痘をめぐるアポリアの解決の権限を政府に委譲するというカントの提案を、カントから離れて考えるために利用しよう。

カントの関心を引いたのは、市民に向けられてその行為を決定するような命令を下す機関としての政府にすぎない。その命令は、カントの道徳論が総じて意志の哲学である限りで意志に関係する。

われわれはカントを超えて、いったい政府がこうした命令を発するに至る論拠は何であるのかと問う。政府はその論拠をカントの意志哲学の中に見出すことはできない。なぜなら、もし見出すことができたのであれば、カント自らその論拠を名指していただろうからである。政府が依拠する基盤は何であるのか。

われわれが関心を持っているのは歴史的事実ではなくて、理想状態はどう記述されるかということである。政府は、種痘が何であるか、プロイセンの治療が統計的にどのような実績をあげているか、予防接種のためのワクチンに関する監督が行き届いているかどうか、その他のことを熟知していなければならない。

政府はカント的な国家では立法府の作った法律を遂行することを任されている。広い意味において政府は自然法を実定法へと具体化し現実化するべきである。そうすると政府は市民の福祉 (salus populi) を実現するべき機関として考えられている。この市民の福祉あるいは善は、さまざまな自然的・道徳的・文化的財産に区分される。いま問題なのは自然的財産である。それは種痘の予防接種を勧めることによって実現される。[政府の決定においては] できる限り多くの市民を救うために若干の人々が死亡する危険が考慮に入れられる。

したがって、政府にとってはわれわれがカント哲学の中で見いだした秩序は転倒している。善が善であるのは、それが法則的であるからではなく、それ自体として認識された善が法が実現するがゆえに法が発令されるのである。そして、この善は最大多数の最大幸福を基準にしているのであり、功利主義的に実現される。

カントは、この難問が自分の道徳哲学を原理的に脅かすかどうかという問題を論じてはいない。というのは、厳密な義務が法則的に秩序づけられた世界でいかにして〔義務の〕コンフリクトが生じるのだろうか。政府を責任主体にするというカントの解決策は、今度は立法者が予防接種に耐えられない少数の国家市民の死に責任を負っているという問題を解決しない。しかし、政府の決定に他の選択肢は存在するだろうか。

われわれはこの厄介な問題を以下の事例でもって追究してみる。ヴァジアンスキが述べているところによると、カントは昆虫があまりいなかった涼しい夏にツバメの巣の下で「何羽かの雛が地面に叩きつけられているのを見つけ」、それから親鳥自身が何羽かの雛を巣から投げ落として残りの雛を養うことができるようにしているのを発見した。「餌が足りないときには若干の雛を犠牲にして残りを養うことができるようにすることを親ツバメに教えたとも言える、この悟性に類似した自然衝動に驚いて、カントは、『そのとき私の悟性は考えることを止めて、ひざまずき賛美する以外になす術がなかった』と言った」¹⁰⁾。飢饉の年に我が子のうち何人かを死なせ残りの子を救う権限が人間の両親にないことは、たとえこの絶対的禁止が子ども全員の死をもたらすことになるとしても確実である。どの子供もその一人一人にとって究極目的であり、他の子どもが生き残るためのたんなる手段にされてはならない。しかし、政府に関してはどうか。政府には防衛戦争においては人間が殺したり殺されたりする戦場へ兵士を送り出す権限を持っていなければならない。そうだとしたら、政府は親ツバメのように振舞っているのではないだろうか。[といてももちろん]われわれは法的な問題を解決しようとしているのではなく、カントの場合でも「法論」の限界領域において見出される深淵を指摘しているにすぎない。

人間の生命の始まりと終わり

カントによれば人間の人格存在は女性が妊娠したときをもって始まる（Vgl. VI 422,8-9）。胎児の早期診断が可能であり、その診断によって、生まれてくる子どもが精神的にまったく未発達に留まると宣告され、理性能力を期待できないことが明らかに示されるとしよう。そのとき、その胎児は将来の人格として保護されるのか否かということが解明されなければならない。人生の長い間悲惨な目に遭うであろう存在が生まれてくるのが善いことなのか。母が人間であるという事実を、その母が世界に送り出すのも将来の人格であるということの十分な根拠と見なすのは、極端な生物学主義ではないだろうか。ここに至ってまだわれわれはカント道徳哲学の枠内で議論できるだろうか。われわれはカントの「徳論」に見られる決疑論（VI 426,1; 428,1;431,16 u.ö）を指摘することはできないだろう。というのは、いま問題になっているのは、法に属していて行為者あるいは非行為者に責任を負わせる厳格な義務だ

からである。定言命法はもはや役に立たない。というのは、いま問題になっている胎児が潜在的な人格か否かという問いは、意志に関わる問題ではなく、認識として真か否かに関する問題だからである。

生死が問題となっておりかつカント哲学ではそのアポリアを解決できないと考えられるもう一つの事例は、人為的装置による患者の延命である。医療技術〔の発達〕は、昏睡状態の患者を何年間も生かし続けることができるという事態をわれわれに突きつけている。しかし、現代社会はこうした可能性とどのように付き合っていくべきなのであろうか。決定を下す際にどのような自然的ならびに文化的な要因が役割を演じるのだろうか。特定の極限状況のもとでもなお生は実現されうるのだろうか。われわれは決定的な解決策を持っていない。ただし、意図的に生を終わらせるというカントにとってのタブーによって議論が打ち切られてはいけない。ここでの問いは、遠からず死んでしまう人間もやはり人格なのだろうか、ということである。

生命の始まりと終わりという問題にも国家は関わっていて、カントが種痘の事例において要求したような法令を示さなければならない。判断が下されるのは倫理委員会における慎重な熟慮という複雑なプロセスを経たあとであり、それによって私的市民の個別的な決定も国家による法令もお膳立てされ余計な負担を免除されるのである。理論的な判定に対する責任も実践的な決定に対する責任も多元化される。なぜなら、最終的に行為を決定しなければならない〔根拠の〕一義性は〔はじめから〕明瞭なのではなく、表決の結果として得られるのだからである。

義務から嘘をつく権利について

第三帝国の時代、ユダヤ人は当局の見逃しや多くの市民の嘘・偽りによって強制収容所での虐殺から救われた。こうした救助はカントの法則基準には矛盾するが、すべての人間の道徳的意識はこの救助を支持する。「いかなる人間も、〔したがって〕極悪人でさえ、理性を使用する習慣を身につけてさえいれば、意図の高潔さとか善い格率を堅く守ることとか同情とか万人への好意とかの（しかもそれらに利益とか安楽とかを大きく犠牲にすることが結びついた）実例を示されると、自分もそのように心がけたいと願わずにいられない」（IV 454,21-27）。カントのこうした道徳的な判定の証人は必然的に反カント主義者となる。その証人の判断が従っているのは、法則的に規定されず普遍化可能でもない善なのである。

それが意味しているのは、法則ではなく善が行為を規定することになるような状況に人間が置かれることもあるということである。こうした例外的状況については個々人が判断しなければならない。その判断は、カントがベッカリーア侯爵をその死刑拒絶のゆえに非難したような「もったいぶった人道主義という思いやりに満ちた共感に

もとづいて」(VI 334,37-335,1) 下されるのではなく、法則倫理では歯が立たない道徳的なジレンマの中で下されるのである。

カントが善を法則的なものに従属させたのは、とくに、人間が本当の善をめぐる終わりなき闘争に巻き込まれて平和秩序が破滅しないようにするためであった。[しかし] それでは、法則の外部に存する善に関係することは原理的に不可能である。

[法則の外部に存する善という] この善の身分は明らかにそれ自体として高次の善である。われわれがそう見なすことをカントは拒絶するかもしれない。というのは、カントによれば善という述語は法則的規定の外部では支えを失ってしまうからである。それでもやはり法則の外部に存する善は高次の善である。われわれはカントの立場を疑わしくするいくつかの事例を取り上げた。といっても、それはカントの法則倫理を否定するという意味ではなく、緊急事態における例外を許容して法則倫理を補完するという意味においてである。この点については、どの国家も一般的な法秩序と並んで緊急事態法を備えていることを引き合いに出すこともできる。

自然の善さ

[カントの] 批判的道德哲学は善いという述語の意味を道徳法則に従う意志に結び付けている。もちろん、そうだからといって技術的で実用的な行為の領域に何か他のものために善かったり有用だったりする事物や行為が存在することが否定されるわけでない。しかし、それ自体で善なるものは法則によって規定された理性的存在者の意志に対する述語として取り置かれているのである。

自然に対するわれわれの関係を振り返って、人間は[自然に対して] いかに振舞うべきであり自然をできるだけ傷つけずに保全する義務の根拠はどこに見出されうかと問うならば、考えられうる義務の源は結局のところ三つしかない。[1] われわれは巧みに仕組まれた自然を神の被造物と見なすことができ、そのことからその被造物を保持するという義務を導き出すことができる。[2] われわれは自然そのものを、保存されるべき義務を内在させている善なるものと見なすことができる。[3] われわれは人間を己の生活空間の保全を要求する義務づけの主体と呼ぶことができる。私は第三の根拠だけに可能性があり、後の二つは根拠として筋が通っていないと思う。

[1] 創造主でありそのうえ道徳的属性を有し、己れの作品である自然をわれわれが認識できる仕方でも保存するように義務づける神が存在するか否か、それはわれわれには分からない。無邪気に想定され信じられるだけの存在者に、普遍的な拘束力を持つ義務の根拠を求めるわけにはいかない。もっと言えば、神が欲するから善なのではなく、善であるから神が欲するのだ。したがって、善はそれ自体として神学とは無関係に人間によって認識されなければならない。それゆえ、自然保護は神学的に根拠づ

けられない。神学的根拠づけは、根拠づけられる前から存在する善を参照するように指示するにすぎないのである。

[2] 自然そのもののうちに価値を根拠づけるのはどうだろうか。われわれは自然の内部にわれわれの行為を指導する善としての「べし」を見出すことができるだろうか。こうした見解をたとえばルートヴィヒ・ジープが *Konkrete Ethik. Grundlagen der Natur- und Kulturethik* (2004) で表明している。同書は、ジープがまさに [緒論の] 冒頭で述べているように、「倫理学においては「善き世界」が語られなければならないという信念から出発しているが、語られるべき世界はたんに人格とその法 [権利] のみのことでも、人間あるいは痛みを感じる存在にとどまるだけのものでもない」¹¹⁾。われわれはきちんと秩序づけられた世界 *Kosmos* の中に存在し、その世界はそれ自体で善であり、またそうしたものとしてわれわれに感じられ体験されるのである。

自然全体がそれ自体で善であり、その点で人間の意志や価値体系に依存することなどありえないことは一見して明らかであるように思われる。われわれは自然の主人であるだけでなく自然の僕でもあり、何が自然の中でまた自然にとって善であるかを認識し、われわれの行為をこうした人間の外部に存する規範に従わせなければならない。そうした規範には生物種の多様性の保存だけが含まれるのではない。生命的でない自然とそれによってはじめて可能になる地上での共生との保存も含まれる¹²⁾。

こうした理解が適切であるならば、われわれは〈善い〉と〈法則的〉との関係を根本的に逆転させなければならない。最上の価値は全体論的で客観的に善なるものという価値である。この点において、自然そのものの善という中心概念に従い [価値を] 比較考量する文化を育む必要が生じる。

結論ならびに表明された価値の点でわれわれはジープにまったく同意する。しかし、倫理学はジープが提案する方法では根拠づけられえない。こうした反論は目新しくはない。つまり、われわれは自然から一定の内容も規範というものも手に入れはしないのである。火山の噴火・津波・彗星どうしの衝突・希少種の絶滅・絶え間ない生存競争、「こうした」自然は残忍な存在である。いかなる理想郷 *Arkadien* でも死は「私にも」やって来る。——それならば、こうした自然と不自然はわれわれに何を教えているのだろうか。自然はわれわれに何を勧めてくれるのだろうか。われわれは人類を深い眠りに就かせることによって死なないようにするべきだろうか。高齢者を作為的に生かしている器械のスイッチを切ってその高齢者を死なせるべきか。昔の部族の知恵に従いその老人を雪の中に放って置けばよいのか。自然はわれわれに何を教えてくれるだろうか。自然が教えてくれると言っても、それについて人間の投影でない内容を思いつくのは至難の業であろう。

しかし、自然は限界状況においていかなる内容も示してくれないだけでなく、一般的に「である」から「べき」へと移行することを認めず、[したがって「である」から「べ

き」へ移行しようとする] 自然の解釈を自然主義的誤謬推理に誘ってしまう。自然に目を向けてみれば、あらゆる性質と秩序は「事実」にすぎず、われわれがその事実に関与すべきか目を閉ざすべきかについては未解決のままである。

[3] こうして、自然を守るための具体倫理的な根拠づけには人間だけが残される。カント的な構想の中にわれわれは二つの考え方を見出す。

[i] 『道徳の形而上学』では「実践理性の法的要請」について、それをわれわれは実践理性の許容法則と呼ぶことができると言われている。「それは、われわれの選択意志の対象はわれわれが最初に所有したのだからその対象の使用を控えるべしという拘束をすべての他者に課するという、権利一般というたんなる概念からは取り出すことのできないであろう権限をわれわれに与える」(VI 247,2-6)。こうした思想は、われわれが外的対象を使用するとそれはすべての他者の外的行為の自由を一方的に制限するというを示している。法論の議論が進んでいくと、われわれが一方的な活動によって手に入れた暫定的な所有物は、法共同体のすべての他者の自由が制限されることにその他者すべてが法則的に同意することによって初めて合法的な所有物になる、と述べられる。そこから、自然物を使用し消費するいかなる行為も、その行為にすべての他者が——したがって未来世代も——同意するという条件付きであると結論づけられる。しかし、そうすると自然に対するわれわれの介入は、現在ないし未来に生きるあらゆる他の人間の考えられうる生活基盤にできる限りの配慮をするという条件付きでのことになる。われわれが自然といかに関わるかという問題は、理念的に言えば同意を義務づけられている。なぜなら、ある人の自然との関わりは他者が自然と関わるさいの自由に関する問題だからである。こうした問題においては、使用の正確な限界を定め、一定の仕方自然を消耗させることを禁止できない。なぜなら、われわれは未来世代のこれだけは絶対にという要求をこと細かに知らないからである。われわれが知っているのは、われわれの使用と消費が理念的に未来世代の同意[という条件]に制限されているということにすぎない。そこから、われわれが最大限の切り詰めを義務づけられていることが帰結するのである。

こうした理念的な義務という結論は、われわれと自然との関わりに関するジープ倫理学的要求と一致する。つまり、この結論は、[自然との関わり] あらゆる事象が人間の生活と関係している限り、したがってわれわれの行為によって「すべての他者」の自由が不利益を被る限り、その事象すべてに当てはまるのである。

[ii] 「実践理性の法的要請」に関係づけられない場合には以下のようにも論証が行なわれる。人間はすべての人間一般から成る目的の国において人格であり立法者である¹³⁾。人間のこうした包括的な理念はこれまで地球上に限定されて来た。この理念は人類の[これまでの] 歴史を越えて開かれた未来にまで届く。われわれはこの地球という全体の中で人格と物件に対する権利義務に関して自らの位置を局限する。それでもって

結果的に未来世代も、しかも生きるための自然的基盤を確保したいという彼らの（われわれ現在世代に対する）要求とともに道徳的体系の中に組み込まれている。このことは、どの時代を生きている世代に対しても、そうした世代の人々が人間の外部の自然を破壊することをできる限り控えるべきだということを意味しているのである。

こうした世界市民的義務ならびに世界市民権には、まだ手のついていない自然を保存することとすでに開発された自然を大事に管理することとの関係が含意されている。未来世代がいかなる自然資源に依存するのか、われわれには分からないから、自然の使用にさいして最大限の慎重さを要すると結論づけるにすぎない。その日暮らして「あとは野となれ山となれ」というのでは、人間性の権利とその権利に関するわれわれの義務とに反するのである。

Literatur:

- Brandt, Reinhard (2007) : Die Bestimmung des Menschen bei Kant, Hamburg.
- Esser, Andrea Marlen (2004) : Eine Ethik für Endliche. Kants Tugendlehre in der Gegenwart (Spekulation und Erfahrung Bd. 53), Stuttgart-Bad Cannstatt.
- Fichte, Johann Gottlieb (1962 ff.) : Gesamtausgabe, hrsg. von Reinhard Lauth und Hans Gliwitzky, Stuttgart-Bad Cannstatt.
- Gassendi, Pierre (1959) : Dissertations en forme de paradoxes contre les Aristotéliens, hrsg. von Bernard Rochot, Paris.
- Geismann, Georg (1983) : Kants Rechtslehre vom Weltfrieden, in: Zeitschrift für philosophische Forschung 37, 363-388.
- Siep, Ludwig (2004) : Konkrete Ethik. Grundlagen der Natur- und Kulturethik, Frankfurt am Main. [邦訳：『ジープ応用倫理学』（広島大学応用倫理学プロジェクト研究センター [訳]。山内廣隆 [訳者代表]。2007年。丸善）]
- Wasianski, E. A. Ch. (1912) : Immanuel Kant in seinen letzten Lebensjahren, in: Felix Groß (Hrsg.) : Immanuel Kant. Sein Leben in Darstellungen von Zeitgenossen, Berlin, 213-306.

註

[文中の [] は訳者による補足である。カントからの引用の訳は既存の邦訳を参考にしつつ、訳者自身の判断で適宜変更した。]

- 1) KrV: Kritik der reinen Vernunft (1781; 1787) ; GMS: Grundlegung zur Metaphysik der Sitten (1785) ; KpV : Kritik der praktischen Vernunft (1788) . ページの表記はアカデミー版カント全集 Akademie-Ausgabe von Kants gesammelten Schriften, Berlin 1900 ff. にもとづき、巻数をローマ数字、ページ数で示す。
- 2) Gassendi 1959, 368; Kant 1900 ff., II 72 ff. -『神の存在の唯一可能な証明根拠』「第一部第一考察」: 「現存在はなんらかの事物の述語でも規定でもない」 [邦訳: 岩波版カント全集第3巻、13頁]
- 3) Fichte 1962 ff., I 4, 225.
- 4) 道徳法則の意識と空間時間著感の比較については、ベルント・ルートヴィヒとの対話にもとづく。

定言命法と〈道徳の限界〉問題（ラインハルト・ブランド）

- 5) 定言命法はわれわれの自由な反省に応じて選択できるような態度の一つではない。そのことについては、Esser 2004, 183-192. Wir sollen ohne Wahlfreiheit die Operation vollziehen, indem wir unsere Handlungsmaxime dem Test der möglichen Gesetzlichkeit unterwerfen.
- 6) カントは世界概念を存在論的な意図を含ませずに用いている。
- 7) すべてが目的であると同時に手段でもあるような自然産物については、V 376,11-14; さらにIV 436,32-36.
- 8) Vgl. IV 447,6-7; vgl. zur neueren Diskussion Esser 2004, 193-198.
- 9) Vgl. Brandt 2004.
- 10) Wasianski 1912,293
- 11) Siep 2004, 9 [邦訳 1頁]
- 12) この立場はLudwig Siep 2004によって詳しく論じられている。
- 13) これについてはGeismann 1983を参照のこと

(高畑祐人 訳)

法則（義務）としての善と法則外部の善 ——カント的義務倫理は応用倫理の問題に通用しないのか——

高 畑 祐 人

はじめに

2008年1月11日から1月14日までドイツよりラインハルト・ブランツ教授（マールブルク大学）を招いて連続講演会が開催され、最終日1月14日（於 南山大学）は、「人間の尊厳についてのカントの構想：生命倫理学との関連において」と題された講演が行なわれた。ブランツ教授によれば、カントの定言命法は生命に関わる限界事例ならびに自然環境保全の問題領域には通用せず、つまり、そうしたいわば応用倫理の問題に有効な回答を与えるためには、道徳法則（善意志・義務、したがって人格や自律）を「法則の外部に存する善」に優先させるカントの考え方では不十分であるということであった。

本稿は、そうしたブランツ教授の解釈と主張にできるだけカント的立場から応えてみようとする試みである*。なお、講演後にブランツ教授より当日の内容に加筆修正した原稿が届けられた。カント道徳論に関する前半部はほとんど変わっていないが、全体のタイトルが「定言命法と道徳の限界問題」と変更され、応用倫理の問題を論じた後半部は大幅に加筆修正されている。ここでは修正されたヴァージョンにもとづき論じていく（修正ヴァージョンの訳も『南山大学ヨーロッパ研究センター報』本号45-57頁に掲載されているので併せてご参照いただきたい。また以後、本文ならびに註では敬称をすべて省略することをお断りしておきたい）。

*本稿は、2008年3月16日の第9回ドイツ応用倫理学研究会（於 南山大学）での口頭発表とそのさいに参加者の方々からいただいた質問やコメントを踏まえて出来上がっている。それらの質問やコメントがなければ、本稿をこのような形で仕上げることはできなかった。簡単なが、貴重な質問やコメントを下された方々にこの場を借りてお礼を申し上げる次第である。

1. ブランツのカント道徳論 - 理解——法則としての定言命法

まずブランツは定言命法が含意する三種類の必然性にわれわれの注意を促す。

- 「1. 定言命法は義務の唯一可能な原理である。したがって、そうした原理が存在するならば、それはどうしても定言命法でなければならない。
2. 定言命法は意識あるいは実践理性が自ら生み出した事実である。その事実は究極的な命令権限をもって例外なき遵守を要求する。
3. 定言命法は、理性的存在者から成る道德的世界という完全に法則的な秩序の理念から生じる構造的な必然性を含んでいる。

必然性のこれら三つの在り方は可能性（唯一可能であること）・現実性（事実）・必然性（叡知界の必要十分条件）という様相に従って秩序づけられる。」¹⁾

われわれは、プラントがこうした三種類の必然性を、「形式から必然的な道德的内容を生み出す」「カント道德哲学の形式主義」²⁾の構成契機と見なしていることに注目したい。すなわち、プラントは、1. を道德性の原理を担いするのは善意以外に考えられないという意味の必然性、2. を、道德の原理は例外を許さない命令(=義務)として理性的存在者である人間の意識に実際に迫ってくる「(純粹実践) 理性の事実」であるという意味の必然性、3. を、自己の人格における人間性も他者の人格における人間性も、手段としてだけでなく目的としても扱わなければならないという道德的世界の構造的必然性と理解している。またプラントは、意志決定のさいに実質的内容を排除しむしろ形式によって自らを規定しようと意欲する意志から必然的内容を持った道德的規範が必然的に帰結すると理解している。それは3. についての補足説明にいたって明らかになる。

「この〔叡智界の〕構造的な必然性は、あらゆる人間の行為一般が必然的に両立することを規定するという、完全に個人的事情を越えた内容空虚な法則に内在する論理から生じる」³⁾

そして、そうした規範の典型として——道德的世界の構造的必然性が目的自体としての自己ならびに他者の人格とその結び付きとを破壊しないことを要求するがゆえに——とくに「自殺・殺人」と「嘘の禁止」が挙げられる。およそこのようにプラントはカント道德論の原理的（根拠づけ）次元の骨格を理解している⁴⁾。

その後の『道德の形而上学』に関する言及、つまり、原理レベルではなく具体的な義務体系を提示する『道德の形而上学』では「擬似的にアプリアリな地位」を与えられた「地球の丸さ」や「人間に固有の親権」といった「人間学的事実が重要な役割を果たして」いるという主張⁵⁾は、二つの意味で後半の議論の伏線と読むべきである。すなわち、一つは応用倫理学的問題を論じるための伏線という意味である。「地球の丸さ」は地球の有限性につながって地球環境問題に関わり、「親権」は胎児の

扱いの問題——ブラントは取り上げていないがこの問題が〈胚〉にまで及ぶのは明らかである——に関わってくることは容易に見て取れる。もう一つは、そうした人間学的事実を考慮に入れるや否や、たんに定言命法から導かれる道徳法則だけでは決着がつかなくなることを示すための伏線でもあるという意味である。

そうした伏線を敷いた上でブラントは、人格の境界事例に対する医療（停止）の事例、政治的権利（義務）として人命尊重が求められる場面での嘘の事例、人間どうしではなく自然と人間の正しい関わりという意味での自然環境保全の事例を取り上げて、そうした問題にはカントの法則（義務）倫理が通用しないという批判を展開していく。以下、事例ごとに節を分けて一つずつ簡潔に概観しておきたい（詳しくは本書に掲載された拙訳を併せてご参照いただければ幸いである）。

2. 種痘のアポリア

種痘の問題の論点は『道徳の形而上学』からの引用のうちに明らかに現われている。

「種痘を受けようと決心する人はなるほど自分の生命を保存するためにそうするのではあるが、いたずらに自分の生命を危険に晒している。……種痘を受ける人は死の危険をもたらす病気を自分から招き入れているからである。したがって種痘は許されるのか」⁶⁾

何が問題なのかと言えば、個人が「一方では勝手に生命を危険に晒すなという命令、他方では道徳的かつ身体的に生命の保存にとって可能なことをせよという命令の板挟み」になっていることである。自己自身に対する義務にまつわるジレンマである。ブラントは、ドーナ伯爵が道徳法則による答えを期待しているのにカントは「政府が種痘を勧めること」を提案するだけで片付けてしまっていることから、個人の意志に働きかける道徳法則を前提にした解決の限界をカント自身が露呈してしまっている。さらにブラントは、カントが示しただけで根拠づけ（られ）なかった提案を引き受けて、カント批判を展開する。すなわち、種痘を勧めるという政府の決定は「できる限り多くの市民を救うために若干の人々が死亡する危険」を考慮したもので、「最大多数の最大幸福を基準」にしており、したがって、種痘の許可は人間性の尊重を根本原理としてではなく「功利主義的に実現される」ことになるというわけである⁷⁾。

3. 生命の始まりと終わり

この問題に関しては、カントからの引用ではなく自ら典型的な事例を設定して、次

のようにカントに対する疑問が提示される。

「胎児の早期診断が可能であり、その診断によって、生まれてくる子どもが精神的にまったく未発達に留まると宣告され、理性能力を期待できないことが明らかに示されるとしよう。…人生の長い間悲惨な目に遭うであろう存在が生まれてくるのが善いことなのか。……定言命法はもはや役に立たない。というのは、いま問題になっている胎児が潜在的な人格か否かという問いは、意志に関わる問題ではなく、認識として真か否かに関する問題だからである。」⁸⁾

「生死が問題となっておりかつカント哲学ではそのアポリアを解決できないと考えられるもう一つの事例は、人為的装置による患者の延命である。医療技術〔の発達〕は、昏睡状態の患者を何年間も生かし続けることができるという事態をわれわれに突きつけている。……特定の極限状況のもとでもなお生は実現されうるのだろうか。……遠からず死んでしまう人間もやはり人格なのだろうか。」⁹⁾

ここでのブラントのカント批判の眼目は、この問題が、種痘の場合のような義務どうしのコンフリクトの問題なのではなく、そもそも義務の領域外の問題だ（だから定言命法は通用しない）という点にあると思われる。カント倫理学では、義務からの行為の対象はそれが自己であれ他者であれ、人格であることが前提である。ブラントはこの点に関して、「意志に関わる問題ではなく、認識…に関する問題」だというのだが、それは、〈いま問題になっているのは、人格ではないのだから、そのときどうすれば善いのか〉という場合、その理由の部分に関してであろう。

こうした批判の仕方が英米流バイオエシックスにおける「パーソン論」の問題構制に従っているのは言うまでもなかろう。周知のように、パーソン論の問題構制によれば、パーソン論者の言う意味で人格でない存在者を死なせることは道徳的な悪ではない。むしろ、関与者すべての快と苦痛の計算による比較考量からみて善である¹⁰⁾。ただブラントは、その点にではなく、種痘の場合と同じく、この生命の始まりと終わりの問題も個人の意志決定の問題ではなく、個人を超えた制度が重要でありそうした制度においては多数決が決定基準となるという点にこの問題の功利主義的な側面を見ているようであるが¹¹⁾。

4. 義務から嘘をつく権利

この問題は、ことさらに応用倫理学を引き合いに出さなくても、その反常識的な見解のためにカントの存命中から論争的になった問題であることは今さら言うまでも

ない。いずれにせよプラントはあえて歴史的重みのある自国の事例を挙げる。

「第三帝国の時代、ユダヤ人は当局の見逃しや多くの市民の嘘・偽りによって強制収容所での虐殺から救われた。こうした救助はカントの法則基準には矛盾するが、すべての人間の道徳的意識はこの救助を支持する。」¹²⁾

ここでプラントは、「すべての人間の道徳的意識」が「この救助を支持する」とする根拠を『道徳形而上学の基礎づけ』から引用し、カント自身の矛盾を突いた形で自らの批判を正当化しようとしている。

「いかなる人間も、[したがって] 極悪人でさえ、理性を使用する習慣を身につけてさえいれば、意図の高潔さとか善い格率を堅く守ることとか同情とか万人への好意とかの（しかもそれらに利益とか安楽とかを大きく犠牲にすることが結びついた）事例を示されると、自分もそのように心がけたいと願わずにいられない」¹³⁾。

プラントは、おそらく上記引用文中の「同情」あるいは「万人への好意」という部分に注目しているのであろう。この問題の場合、嘘はあくまでそうした「法則外部に存する善」¹⁴⁾の視点から他者の生命を救うという文脈で問題とすべきであり、そうすると嘘の禁止は「どんな状況においても妥当する無条件的な義務」¹⁵⁾ではなくなるというわけである。その意味で、この場合に嘘について他者を救うことはプラントによれば「法則的に規定されず普遍化可能でもない善」¹⁶⁾であるが、法則が規定する道徳的善よりも「高次の善」¹⁷⁾となるのである。

* * *

ここで一旦プラントの議論を追跡することに一区切りつけて、論評を加えておこう。というのは、最後の「自然の善さ」に関する議論は、ここまでの議論とは違い、カント批判ではない（と思われる）からであり、したがって論評もまた違った形で可能である（と思われる）からである。

ここまでにプラントが取り上げている一連の事例は——種痘の事例を典型として——、いわゆる応用倫理の問題とは人格としての人間が「自分で設定する目的」¹⁸⁾の問題ではなく、いずれも人間の生存が関わってくる特殊な状況下における問題であり、しかもそうした経験的・人間学的事実が関わってくる特殊な状況を考慮に入れるや否や、定言命法から導かれる道徳法則だけでは解決策を示せない問題、プラントの言葉で言えば「法則の外部に存する善」、しかも法則より「高次の善」の問題であって、

むしろ関与者すべての善の総量を最大化することを基準として功利主義的に解決されるべきであるということを示すためのものであった。

裏返して言えば、定言命法から必然的に一定の（おそらく最も基本的な）具体的規範が導き出され、してがってそうした規範は行為者がそのつど置かれる状況には関係なく妥当するというのがカントの考えであるとブラントは理解している。それは、ブラントが嘘の禁止や自殺・殺人の禁止を「叡知界の憲法」¹⁹⁾と見なしてカントに託していることから肯げよう。と同時に他方でブラントは応用倫理学的問題を何らかの（おそらくは切迫した）特殊な状況での問題と理解し、それとカントの法則倫理とを対照させているわけである。

つまり、ブラントは、カントが道德規範の実質的内容に関しては人間学的な事実を顧慮していることを認めつつも²⁰⁾ 具体的状況に相応しい規範をカントは指摘しえないと批判するわけだが、こうしたブラントのカント理解およびカント批判に対してはさまざまな視点から異論が申し立てられる。

そのさいに何よりもまず定言命法と具体的・実質的な規範との関係の考え方について指摘しておかなければならない。すなわち、定言命法はあくまで道德を道德たらしめる形式であって、いかなる規範であれそれが道德規範である限り具えていなければならない（その意味で普遍的な）特質を言い表しているにすぎず、そこから必然的に道德規範の具体的・実質的内容が決定されてくるわけではない、言い換えれば一定の規範が排他的に出て来るわけではないということである。具体的・実質的な規範は行為者が置かれた具体的状況の中で形成され、ある状況においては何が道德的問題になっており、どういう規範に従うことが正しいのかという点でつねに検討されなければならない。言い換えれば、個々の具体的規範について義務体系の中で論理的に秩序をつけることはできるとしても、具体的（現実的）状況の中では柔軟に義務の間の比較考量が行なわれなければならない²¹⁾。

カントが義務のタイプを自己自身に対する完全義務・自己自身に対する不完全義務・他者に対する完全義務・他者に対する不完全義務というように大きく四つに区分しているのは周知のことである（たとえば Kant: IV.421ff. 邦訳・岩波版『カント全集』第七巻 .54 頁以下を参照のこと。）。ではそれがここで言っている「状況」なのかというとそうではないと言うべきである。むしろ、この区分はまだ論理的であるにすぎない。ここで言っている「状況」とは、たんに自然的存在者としての自然的（経験的・感性的）条件のことではなく、そうした条件を踏まえた一種の社会的条件であるといえよう。われわれはそうした条件の負荷を免れたいわば〈無色透明な人間一般〉として生きているわけではない。またそうした状況は、少なくとも歴史的に変化しうるものと見なしておかなければならない（科学技術の進展とそれに伴う——生活レベルの変化を含んだ——社会構造の変化を挙げればよいであろう）²²⁾。

議論を収束させなければならない。ここからは、カントと共にカントに対して考えるということになる。私には、カントはテキスト的にはそうした「状況」を顧慮していない、あるいは十分に展開していない（したがってその点で限界がある）としても、われわれが引き取って展開させていく可能性をカントの道徳論は孕んでいると思われる。その論拠は何かと問われれば、カントが決疑論的問題を提示していることそのものであると現時点では答えるに留めざるをえない。決疑論的問題では——カントが自覚的にそうしたのではないとしても——“ある状況ではいかなる義務が問題となるのか”という仕方で状況が呈示されている（と読める）のではないかということである。そう読めるとすれば、決疑論的問題に直面してカントが解決を提示するのを（テキスト的には）避けているからといって、それが定言命法の限界だとか功利主義的に解決されなければならないというプラントの批判には直結しないのではないだろうか。問題にするべきは、あくまで“ある状況においてはいかなる義務を果たすのが正しいのか”、そして“人間性の尊重あるいは義務の比較考量”であって、“どうしたら関与者全体の善（幸福）が最大になるのか”あるいは“欲求あるいは選好の充足の比較考量”であってはならない。なぜなら、関与者全体の善の最大化は必ずしも関与者すべての善が公正に実現されることを保証するわけではないからである。行政や倫理委員会が個人に代わって判断を呈示するとしてもその判断は、各自の善の内実に配慮しつつ同時にその実現が公正に行なわれることを保証しなければならないであろう。「私は熟慮の上で私の好きなように（選好がもっとも充足されるように）行います。皆さんは熟慮の上で皆さんの好きなように行いかまいません。あとは自由競争に任せましょう。そうすれば、全体として善は最大化されます。それは各自の選択の結果ですから、その責任は各自で負いましょう」——少々功利主義の一面を誇張しすぎであることは認めよう。しかし、功利主義倫理の論理の中に、そうした誇張によって感じ取られる問題を修正する契機が内在するとは思えない。

それに関連して言及しておきたいのは、自己自身に対する義務——他者に対する義務、完全義務——不完全義務という区分を踏まえた上での個別的義務の優先関係についてである。『道徳の形而上学』『徳論の形而上学的基礎』でカントは、“「自己自身に対する義務」が存在しないならば、外的義務〔他者に対する義務〕さえ存在しない。なぜなら、後者のことは、私が私自身を義務づける限りにおいてだから”という主旨の主張をしている。つまり、自己自身に対する義務が他者に対する義務に優先すると考えているわけである（Kant: VI .417f.）この点にかんして、たとえば高田純は、カントが「自己自身による義務づけ」と「自己自身に対する義務」を混同しており、自己自身に対する義務がなければ他者に対する義務を含めてそもそも義務というものが存在しないと考えてしまったという趣旨の批判をしている²³⁾。高田はそれを環境倫理的議論へとカントの議論を適用する文脈で語っているが、ここでの議論にも通用す

る論点を含んでいると思われる。というのは、義務の間にコンフリクトが生じるときつねに自己自身に対する義務、しかも完全義務が優先されなければならないとしたら、それこそ状況に即した思考を停止して状況を踏まえずに杓子定規に論理だけを押し付けることになるであろうからである。嘘の問題にしても、それが一体いかなる状況での問題であるのかによって、問題になる義務も自己自身に対する義務なのか、他者に対する義務なのかということが柔軟に考えられなければならないし、それは可能であると思うのである²⁴⁾。

5. 自然の善さ

ブランドは「自然をできるだけ傷つけずに保全する義務の根拠」を三つに区分して一つずつ検討する。すなわち、自然環境を保全するのは、(1)自然が「神の被造物と見なしうるから、あるいは(2)「自然そのもの」が「保存されるべき義務を内在させている善なるもの」と見なされるから、そして(3)「義務づけの主体」としての「人間」が「己の生活空間の保全を要求する」からである。ブランドは(3)だけが根拠づけとして成功すると断言する²⁵⁾。

(1)は即座に却下される。「創造主でありそのうえ道徳的属性を有し、己れの作品である自然をわれわれが認識できる仕方で保存するように義務づける神が存在するか否か、それはわれわれには分からない」し、そうした存在者に「普遍的な拘束力を持つ義務の根拠を求めるわけにはいかない」²⁶⁾。この点に関してはわれわれもブランドにまったく同意する。自然は人間にとって必要不可欠な生存基盤であるという点で同様であるにもかかわらず自然との関わり方における関心は多様であるからこそ、逆にそうした多様性を普遍的に承認しうるような根拠が求められなければならないが、特定の歴史的・文化的背景を有する宗教をその根拠に独断的に据えるわけにはいかないからである。

(2)に関するブランドの説明は率直に言って破綻していると思われる。というのは、一方で自然の価値が人間の価値評価に依存しないことは明らかだと言いつつ²⁷⁾、他方で人間にとっての義務（これは明らかに人間の視点からの価値評価であろう）からのみ自然環境保全は根拠づけられると言うからである。両者は論理的に両立し得ないのであるから、後者に与して前者の「自然主義的誤謬」を指摘する以上²⁸⁾、前者の立場を取ることはできないはずであろう。

(3)の根拠づけはさらに二つに分けられる。一つは『道徳の形而上学』「法論」の枠組みに従う根拠づけであり、もう一つは「目的自体の定式」にもとづいた根拠づけである²⁹⁾。いずれにせよ、われわれの自然に対する関わりが未来世代を含めた他者の自然との関わりを制限することになるのであり、それゆえに制限される側の他者の同意

を理想的にはあるが必要とするから、「そこから、われわれが最大限の切り詰めを義務づけられていることが帰結するのである」³⁰⁾。

こうしたブラントの議論は、アンゲリカ・クレプスが呈示した環境倫理的議論の見取り図とその中で支持されている立場の枠内にそのまま取まる³¹⁾。(1)と(2)は、自然の絶対的価値秩序を根拠とする認識的-実践的自然中心主義的議論であるが、その立場は認識論的に成立しないとして却下される³²⁾。(3)は、価値が人間にとっての価値でしかありえず(認識的価値人間中心主義)、自然環境が人間にとって有するそうした価値は多様でありながら、むしろ、そうであるがゆえに、人間が善く生きる上での「自然への依存関係」という観点からはそうした多様性が公正に評価されなければならないという点に自然環境保全の根拠を求めていると言える³³⁾。ただし、ブラントが着目している人間中心主義的な自然の価値は、自然物の使用と消費に着目している限りにおいて³⁴⁾クレプスの図式で言えば、エゴイズムに立脚した道具的価値であり、それだけからは真に道徳的な動機づけの視点は出て来ない³⁵⁾。その視点を獲得するためには、人間らしく生きることにとっての自然の非道具的価値という一見矛盾するように見える価値によって自然との道具的関わりを相対化する必要がある。人間らしく生きることには道具的側面と非道具的側面の両方のバランスが大切であるが、そうしたバランスの大切さにわれわれが気づくのは、非道具的側面が道具的側面によって損なわれるときである。逆説的ではあるが、われわれはそうした仕方では非道具的価値の大切さに気づかないと言えよう。しかし一旦気づけば、そうした非道具的価値への関心は善き生への関心となりうる。自然の情感的価値がそうした非道具的価値の範例であること、そうした価値に道徳的関心が結びつきうることを、カントは『判断力批判』第一部「情感的判断力の批判」で美と崇高についての情感的判断の分析を通じて展開している³⁶⁾。したがって、カント道徳論を援用したブラントの環境倫理の根拠づけは、同じくカントの自然美学的議論によって環境倫理への動機づけの点から補完されなければならないであろう。

註

カントからの引用は、アカデミー版の巻数(ローマ数字)とページ数(アラビア数字)で示す。訳文は既存の邦訳を参考にしつつ、筆者の判断で適宜変更した。文中の[]はすべて本稿筆者による挿入である。

1. 本書 45 頁。
2. 本書 46 頁。
3. 本書 47 頁。
4. 同上を参照のこと。
5. 本書 48 頁を参照のこと。
6. 本書 49 頁。ただしブラントによる引用箇所の指示は間違っている。アカデミー版からの引用

箇所がVI 429となっているが、正しくはVI 424である。

7. 本書50頁を参照のこと。さらに本書51頁のヴァジアンスキからの引用には、道徳法則も人間(性)の尊重という価値も無力であることを強調しようという意図が込められていることは明らかであろう。
8. 本書51頁。
9. 本書52頁。
10. その一人として、たとえばマイケル・トゥーリーを挙げておけばよいであろう。マイケル・トゥーリー「「嬰兒は人格を持つか」」(加藤尚武・飯田恒之編『バイオエシックスの基礎 欧米の「生命倫理」論』所収、94-110頁。)
11. 本書52頁。関与者すべての善の総量の問題と決定における多数決の問題は論理的には異なった問題ではあるが、前者の問題がまさに関与者(あるいはその利益代表者)すべての関与による決定でもって決まると考えれば、両者は実践の場面では重なると言えるかもしれない。
12. 本書52頁。
13. 同上
14. 本書53頁。
15. Kant: VIII 429 [邦訳、岩波版『カント全集』第13巻258頁]
16. 本書52頁。
17. 本書53頁。
18. 本書49頁。
19. 本書47頁。
20. 註5.を参照のこと。
21. こう言うと、これはプラントのカント批判そのものであって、むしろカント自身に向けられるべき批判ではないかという反一批判が呈示されるであろう。そうした反一批判を容れる余地がカント自身の中に見出されるのは否めないと思われるだけに、その点に簡潔に言及しておきたい。たしかにカントは道徳性の原理が確定された後に、具体的・実質的な規範を論じるときには、たとえば動物的存在者の側面を顧慮しているとしても(『道徳の形而上学』「徳論の形而上学的基礎」、VI 421-428, § 5-8, [邦訳、岩波版『カント全集』、第11巻292-302頁])、意志の道徳的な規定根拠を論じる際には人間の傾向性を徹底的に除外しているのは事実である(『道徳形而上学の基礎づけ』「第一章」、IV 393-396, [邦訳、同上、第7巻13-18頁、])。そこでのカントによる人間の経験的・感性的側面の把握は(遺憾ながら)広い意味での自然学的(心理的・生理的・生物的)認識、言い換えれば人間一般の経験的自然的規定、(厳密な意味においてではないけれども)一種の自然法則のレヴェルに留まっているように思われる。カントは、具体的・実質的な行為規範を考えるさいに人間一般の自然的(経験的・感性的)条件を考慮しているとはいえ、これでは具体的状況に即して人間の行為を考えるには充分とは言えないだろう。なぜなら、人間の行為とは、たんなる自然的存在者として外からの刺激に対して一様な反応をするだけのことではないからである。
22. 逆に言えば、カントの道徳(論)は、いかなる社会であれ、それが市民社会を標榜するならば踏まえておかなければならない最小限の規範(を論じたもの)と見なしうると言えようか。
23. 高田純「「自然に対する義務」と「自然に関する義務」」(日本カント研究6『批判哲学の今日的射程』73-87頁、とくに78-79頁)
24. 谷田信一によれば、カント自身「嘘」の禁止をいかなる義務として義務体系の中に位置づけ

- るのかという問題に関して模索し続けたという。それはやはり、嘘をつくことはそれがいかなる状況で問題になるのかということと切り離せない問題であることを物語っているのではないだろうか (谷田信一「カントの実質的義務論の枠組みと「嘘」の問題」現代カント研究Ⅱ、理想社、1990年、228-272頁、とくに255-261頁)。
25. 本書53頁を参照のこと。この段階ですでに、プラントは環境倫理学的問題では人間にとっての義務が問題となっていると見なしていることは明白であろう。先にこの問題を切り離して考えると言ったのはこのためである。
 26. 同上。
 27. 本書54頁を参照のこと。
 28. 本書55頁を参照のこと。
 29. 同上。
 30. 同上。
 31. Angelika Krebs : Naturethik im Überblick, in : ders. (hg.) *Naturethik. Grundtexte der gegenwärtigen tier- und ökoethischen Diskussion*, Frankfurt am Main, 1997, S.337-379
 32. *a. a. O.*, S.361.
 33. *a. a. O.*, S.364.
 34. 本書55頁。
 35. Krebs, *a. a. O.*, S.365f.
 36. この点については、拙稿「情感的関心の環境倫理学的意義—カント『判断力批判』第四二節の解釈を手掛かりにして—」(名古屋哲学研究会編『哲学と現代』第23号、88-101頁)を参照していただきたい。